

第百五十一回
参議院
文教科科学委員会
會議録第十四号

平成十三年六月二十五日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

六月二十二日

阿南 一成君

松 あきら君

六月二十五日

佐藤 泰三君

長谷川道郎君

石田 美栄君

阿部 幸代君

補欠選任

長谷川道郎君

山下 栄一君

補欠選任

海老原義彦君

阿南 一成君

広中和歌子君

橋本 敦君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

市川 一朗君

亀井 郁夫君

松村 龍二君

佐藤 泰三君

内藤 正光君

荒木 清寛君

阿南 一成君

有馬 朗人君

海老原義彦君

中曾根弘文君

水島 裕君

柳川 覺治君

広中和歌子君

本岡 昭次君

山下 栄一君

橋本 敦君

畑野 君枝君

事務局側

常任委員会専門員

日下部禮代子君

参考人

大学評価・学位

山本 正和君

授与機構長

高橋紀世子君

中央大学経済学

木村 孟君

部教授

小林 道正君

弁護士

瀬戸 則夫君

川西市子どもの

佐貫 浩君

人権オンブズ

法政大学文学部

パーソン代表

教授

本日

の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(市川一朗君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、松あきら君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君が選任されました。

また、本日、佐藤泰三君、石田美栄君及び阿部幸代君が委員を辞任され、その補欠として海老原義彦君、広中和歌子君及び橋本敦君が選任されました。

○委員長(市川一朗君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案及び社会教育法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

本日は、三案の審査のため、参考人として大学評価・学位授与機構長木村孟君、中央大学経済学部教授小林道正君、弁護士・川西市子どもの人権オンブズパーソン代表行瀬戸則夫君及び法政大学文学部教授佐貫浩君の四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変御多忙のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見を述べいただきます。三案の審査の参考にさせていただきます。また、三案の審査の参考にさせていただきます。また、三案の審査の参考にさせていただきます。

次に、議事の進め方でございますが、まず木村参考人、小林参考人、瀬戸参考人、佐貫参考人の順序でそれぞれ十五分程度で御意見を述べさせていただきます。その後、委員からの質疑にお答えいただきます。

なお、御発言は、意見、質疑及び答弁とも着席のまま結構でございます。

それでは、まず木村参考人から御意見を述べさせていただきます。木村参考人。

○参考人(木村孟君) 私、ただいま御紹介賜りました大学評価・学位授与機構の木村でございます。参考人として意見を述べさせていただきます。まず、全体についてであります。私も委員として参加いたしました教育改革国民会議は、今後

の教育のあり方について幅広く議論を行い、「教育を変えよう」として報告を取りまとめたところであります。この提言等を踏まえ、教育改革関連三法案が国会に提出されるなど、政府において教育改革の推進のための取り組みがなされていることについて高く評価いたします。また、一刻も早く法案が成立することを期待するものでございます。

まず、学校教育法について意見を述べます。

最初は、体験活動であります。

今日の子供たちの状況を見ますと、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化などのために健全な成長に必要なさまざまな体験を行う機会が不足し、社会性や人間性が十分身につけていないという点が強く懸念されております。また、若者の間で無業者が増加するなど、職業観や勤労観をいかにして育成するということも我が国の教育の大きな課題となっております。その意味で、学校の内外を通じて体験活動の推進を図ろうとする本改正の趣旨はまことに時宜にかなうものであると考えます。

特に、社会や自然とのかかわりを重視し、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動を明示する意味は大きいと考えます。また、今回の法改正によりインターンシップの推進も図られるものと大いに期待しております。

この法改正が義務化あるいは強制につながるのではないかと見方もありますが、どのように具体的な教育活動を展開するかはそれぞれの学校が主体的に検討していくべきものであり、本法の趣旨もそこにあると理解しております。義務化、強制にはつながらないと考えております。法改正を契機に体験活動の推進を図るためには、例えば傷害保険等についても新たな仕組みをつくるなど、国や自治体などが積極的な役割を果たし

ていく必要があるかと思ひます。

次に、出席停止についてであります。
学校は子供にとって安全で楽しい学びの場ななければなりません。このことは、つい先日、大阪の池田小学校で起きたことに悲しい、痛ましい事件によって全国民が再認識させられたところがございます。学校の秩序を維持すること、いじめや暴力から子供たちを守り安全を確保することは学校の基本的責務であります。

児童生徒の問題行動への対応に当たっては、日ごろの生徒指導の充実に努めることが重要であります。いじめや暴力行為など児童生徒の問題行動が深刻化している状況を踏まえ、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、出席停止措置を適切に制度化することが必要であろうと思ひます。

イギリスでは、義務教育段階でも、法律上、退学、停学が認められております。最近では、教育技能省が、他の児童生徒や教師に暴力を振るって退学となった者について復学を認めないなど、極めて厳しい姿勢を示した例が報告されております。

この問題につきましては、出席停止期間中の支援が規定されましたが、その点の一層の充実が期待されます。殊に、問題行動の背景には家庭の保護監督能力に問題がある例が少なくないと言われておりまして、指導を効果あるものにするためにはさまざまな支援策を講ずる必要があると思ひます。

次に、飛び入学についてであります。

飛び入学につきましては、私が主査を務めました教育改革国民会議の第三分科会において議論いたしました。これまで、特に戦後の我が国の社会は平等ということに過度に重視してまいりましたため、教育の分野においても、優秀であること、あるいはできること等に対する評価が正当になさなくなってしまうのではないかと考えております。

しかし、激しいグローバルイゼーションの流れの中で我が国が他の先進諸国に伍していくためには、独創性、創造性に富んだ人材を育てていくことが焦眉の急であり、その意味でも、一人一人がそれぞれのやり方、生き方、個性、能力に合った教育を選択できるシステムに転換していく必要があるかと思ひます。

平成九年の中央教育審議会の議論において、飛び入学の導入に関し、それを懸念する声もありましたが、子供たちの未来を開くためにその導入が適当であるとの提言が行われております。今のところ数学と物理の二分野に限定されておりますが、私はこれ以外の分野においても飛び入学を実施できるようにすることが適当であろうかと考えております。

次に、社会教育法についてであります。

昨今、学校、家庭及び地域の教育力の低下が指摘されております。そのため、学校教育の改革のみならず、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図るため、社会教育行政としても積極的な支援を行っていくことが必要であると考えます。

家庭教育の充実についてであります。
申し上げるまでもなく、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものであります。

しかしながら、近年の都市化現象、核家族化や少子化傾向等の出来に伴い、無責任な放任や過保護、過干渉、子育てやしつけに関する親の不安の増大等、家庭の教育力低下が我が国社会の大きな問題として指摘されております。

平成十年の中央教育審議会答申におきまして、行政による家庭教育の支援の充実の必要性が指摘されておりますが、今後はより多くの親が家庭での教育のあり方やしつけについての理解を深めるように支援することが重要であり、そのためには、親に対して家庭教育に関する学習機会の拡充など、家庭教育に対する支援の強化が必要と考えます。

今回の社会教育法の改正案において、教育委員会の事務として家庭教育に関する講座の実施を規定することにより、今後、各教育委員会が家庭教育関係の取り組みの充実が図られるものと大いに期待しております。

次に、体験活動についてであります。

社会教育にあつては、現在、学校が休みになる週末や長期休暇中における活動の機会の提供を行っておりますが、この活動は保護者や地域の大人と子供たちが一緒に活動に取り組むところに特色があります。また、各社会教育団体には、これらの活動に相当のノウハウの蓄積があり、すぐれた指導者も数多く抱えております。社会教育において行う体験活動は、学習者の希望に応じて多彩な活動の展開が可能であり、学校教育における体験活動と相まって、青少年に対して充実した体験活動の機会を提供することができま

す。その意味で、教育委員会の事務として社会奉仕体験活動等のさまざまな体験活動の機会の提供と社会教育関係団体等が行う事業の奨励を明示することの意義は極めて大きいものと考えます。

今後は、学校教育と社会教育との密接な連携体制を構築し、さまざまな体験活動を推進していただくことを強く希望する次第であります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のうち、教育委員会の活性化についてであります。

教育改革を実現するためには、それぞれの地域で独自のアイデアを出し、住民の理解を得ながら、特色ある取り組みを進めることが必要であると考えます。教育委員会が中心となつて生涯学習を基礎とした町づくりを行うなど、地域に根差した施策を展開することも有効な方法であると考えます。

教育改革国民会議では、教育委員会の活性化について組織マネジメントの発想を取り入れるという観点から提言を行いました。今回その内容を盛り込んだ法案化が行われたことについては高く評価する次第であります。これを受けて、各教育

委員会において教育改革の実現という観点から活発な議論が行われることを期待したいと思ひます。

次に、指導の不適切な教員に関する件であります。

教育研究の評価が決してたやすいことではないことは事実であろうと思ひますが、評価を行いそれを被評価者にフィードバックすることによって教育研究の質を高めることもまた重要であろうかと思ひます。

大学に関しましては、平成三年に自己点検、自己評価が努力義務として導入され、一昨年にはこれが義務化され、各大学においても学生による授業評価等さまざまな評価の取り組みが進んでおります。平成十五年からは、私の勤務いたしております大学評価・学位授与機構による全国立大学の教育研究に対する評価、いわゆる第三者評価が本格開始されます。

小中高等学校の先生方も、教育の対象が十八歳以下の子供たちということで大変難しい面もあるかと思ひますが、評価とそのフィードバックによって指導方法、指導体制等の改善を図ることが必要であるかと思ひます。多くの先生方は教育に大変熱心に取り組まれているということは私も存じ上げておりますが、一部には子供たちの教育に向いていない先生方によって教育に支障が生じていることも事実であり、このような場合には何らかの対応を行うべきであると考えます。

教育改革国民会議におきましても、教員の評価を実施し、その評価の結果を待遇面に反映させること、また評価の結果によっては他職種への配置がえや免職措置をとることなどについての提言がなされており、今回の改正案の児童または生徒に対する指導が不適切な教員に対する転職の措置も子供たちを正しく伸ばしていくために必要なことであろうと考えます。

以上で、参考人としての意見の申し立てを終わります。ありがとうございました。

○委員長(市川一朗君) ありがとうございます。

た。

次に、小林参考人をお願いいたします。小林参考人。

○参考人(小林道正君) 中央大学の小林道正です。

初めにちょっと自己紹介しておきたいと思いますが、私は、十数年前にイギリスのケンブリッジ教育研究所、国立の機関ですが、そこで二年間研究しまして、イギリスの小中高大のいろんなことも調べてきましたし、見てもまいりました。また、数年前に、今度はアメリカのカリフォルニア州立大学のところで、数学・理科教育研究所で一年間アメリカの小中高をいろいろ見てまいりました。ハーバード大学にも何回か足を運んで、いろいろ先生方や事務の方にもお聞きしてまいりました。そんなことが参考になればと思って、きょうお招きいただいたので伺った次第です。

私は、この二十年間、小中高の先生たちと数学教育の問題でいろいろ研究会で議論してきました。小中高でいろいろ問題があるということも十分理解しているつもりです。また、高等学校の数学の教科書を二十数年間編集・著作してまいりまして、数学について高校と大学の関連もよくわかっていっているつもりではおります。

三つの法案が提案されているわけですが、それぞれ意見はありますけれども、時間の制約もありますので、きょうは学校教育法の一部を改正する法律案について、しかもその中で特に飛び入学の問題点に限って意見を述べたいと思います。

今回提案されているのは、高校二年から大学へ入学させることを法律として認めようということになっているわけですが、ぜひ日本の高校のシステムというのは御理解いただきたいと思うんですね。

何を言いたいのかといいますと、日本の高校は、一年生ではこういう科目、二年ではこういう科目、三年ではこういう科目というふうに学年別に一応きちんとされているのが普通なんですね、もちろん多少の選択とか飛び越すことはありますけれども、

れども、数学でいえば、一年生に数学I、数学A、二年に数学II、数学B、三年で数学III、数学Cというふうに学年でかなりきっちりと固定されているのが日本の高等学校の教育のシステムなんですね。けれども、これが二年から大学に入れるということになりますとどういうことになるか。どなたもお考えいただければすぐわかることで、つまり三年で学習する内容は全部どこかへ飛んじやうわけです。つまり、三年で学ぶ内容を全然学ばないで大学に入るということになるわけです。この点、どういうふうに皆さんお考えなんですかという点、ことなんです。

例えば、今、数学と物理で例外的に認められていますが、数学がよくできるから大学に入れますよというので、千葉大学は物理でしたか、名城大学でこし四名でだけれども、それは数学ですけれども、数学ができるから入れようという、三年でやる数学C、数学IIIはやってこない。大体、二年から入れるというときに、審議するのは一年ちよつとなんです。一年ちよつとした段階で、それまで数学が幾らできたからといって高校三年の数学もやらないで大学に入つて、一体どうなっているんでしょうね。千葉大学はどうやっていっているのかということをこの委員会でもぜひ調査していただきたいんですけれども。

数学だけちよつとできたからといって、大学で数学だけ勉強しているわけでは決まっていなくて、数学の研究者にお聞きしていただければわかるわけですが、狭い数学だけ研究していて立派な数学の研究ができるかという、そんなことは決してないんですね。特に最近、数学といいますが、物理学やほかの科学との連携を密にして、ほかの分野から新しい要素をたくさん取り入れて新しい数学が発展してきているわけです。これは数学の長い歴史を見てもらえればすぐわかることなんですけれども。数学のノーベル賞といわれますフイルズ賞というのがありますけれども、これも最近物理学者が受賞しちやうつしているんです。純粋に数学をやっている人じゃなくて、物理学者が

数学のノーベル賞と言われるフイルズ賞を受賞している、こういう事態になってきています。数学だけできるから大学へ二年から入れちやうつというの、こういう幅広い知識とか幅広い分野の勉強が必要なのにこれをさせないということですから、非常に問題が多いと思うんですね。

では、二年から大学に入れちやうつした場合、三年で学ぶ内容をどうするおつもりなんですか。御提案者にお聞きしたいんです。千葉大学でどうやっていっているんでしょうね。大学で面倒を見ているんでしょうか。高校三年でやるいろんな科目がありますね。数学や物理だけじゃなくて、社会科学も語学もいろいろありますけれども、これを大学で全部面倒を見ようというんでしょうか。

これは何か趣旨が違うわけで、例えば戦前もこの飛び入学というのが日本にあったそうなんです。私は戦後の生まれです。で知らないんですが、同僚の方にいろいろお聞きしますと、その方のお父さんは中学、高校で飛び入学して二年飛んだんだそうです。それで、東大の経済学部に入つて首席で卒業されたというんです。だから相当すばらしい能力の持ち主だったと思われるんです。

ですが、その方が一生涯この二年飛んだことを非常に後悔しておられたというんです。それはなぜかという、その二年間できっちりと学ばべきことを大学卒業してから何とか埋めようと思つたというわけですね。しかし、一生埋められなかったというわけですね。こういう後悔の念で、もうその方は亡くなられたということですから、もうそういう方を一人でもつくつてはいけないう思ふんです。三人や四、五人だからいいだろうということはないわけで、やつぱりどこか抜けてしまふわけですね。きっちりと三年間やって初めて高校卒業の学力が認定されて大学に入るのに、それが三分の一の抜けちやうつですから、これは非常に大きな問題だと思ふんですね。

今、日本のお話をしましたけれども、アメリカではどうなっているのか。いただいた資料に、世界的に見るとみんな飛び級をやっているよ、飛び

入学をやっているというようなことが書かれています。確かに、アメリカの大学の入学した学生の年齢を調べてみますと、十八歳だけじゃありません。十七歳、十六歳なんというのたまにはいます。だけれども、これは日本とアメリカの小中高のシステムが根本的に違うところから来ているわけです。

例えば高校は、先ほど日本では学年で学ぶ内容がほとんど決まっていると言いましたけれども、アメリカの高校はまず四年なんです。三年だとなかなか融通がききませんけれども、四年だと結構融通がきくわけです。どういう融通をきかしているかといいますと、例えば数学についても、いろんな段階の数学を設けておいて、進んだ子は一年であらうが三段階目の数学を勉強できるわけなんです。つまり、アメリカの高校の科目というのは、その科目ができる、大丈夫だと先生が認めれば、幾ら上の進んだ段階の科目でもとれるわけです。

二年生はこれ、三年生になつてからじゃなきゃこれはだめなんというような日本のシステムとは違うわけです。ですから、一科目一科目ごとクラスは全部違うわけです。一年生のクラスとかいって同じ授業を一年生全員がやるというのは大違いなんです。ですから、アメリカでは、高校は四年間が普通ですけれども、三年間で高校の決まった科目は全部履修することができるようですね。

しかも、アメリカでは大学レベルの授業が高校にたくさん導入されています。これはアドバンストプレースメントといまして、略してAPテストとここでは言わせてもらいますけれども、大学レベルの授業がたくさん高校にありますので、高校の数学だけでは足りないのは、もちろん数学だけでもありませんけれども、どんどんAPの進んだ大学レベルの授業を進んで受けられるんです。ですから、高校三年で早く大学に行きたいとか、そういうことはアメリカではないんです。

アメリカで、この資料で紹介されていますように、年齢に差がありますよ。だけれども、大学に入るのに高校三年からどんどん入れましようとい

うことにはなっていないんですね。大学に入る年齢の制限はありませんよ。だけれども、高校の全部の、高校卒業の証書はアメリカでディプロマと言いますけれども、ディプロマをちゃんと取って初めて大学に入学させているんですね。そこが日本とは非常に違うわけで、ただ年齢がアメリカは十八歳以下もいっぱい大学に入学しているじゃないかということだけをとって、日本でそれを形式的にまねして、二年からどうぞ大学にいらっしゃいなんという、これは実情が全然違いますので、同一には論じられないということをぜひお考えいだきたいと思うんです。

例えば、具体的な例でハーバード大学の例を見ますと、入学資格に、四年間きちんと英語を全部勉強しなさい、四年間数学をきちんと勉強してきなさい、歴史については三年間きちんと勉強してきなさいと、こういうふうにちゃんと規定されているんですね。ところが、ここに九一年のカタロ

グがありますけれども、ここには例外的に、高校四年が普通だけれども、どうしてもというなら三年からでもいいよということが若干書かれている

んです。でも余りお勧めしませんが、という感じで書かれているんです。実際にはほとんど入学していないわけです。ところが、これもぐあい悪いとい

いうことで、ハーバード大学はやめちゃっているんです、既に。十年前はやっていましたよ。ここから一九九五年から六年のカタログがありますけれど

ども、このカタログにはそれは一切なくなつてしまつてゐるんです。つまり、アメリカの大学でも、ハーバードでも、やはり三年から、中途から高校

を全部やらないで入れてもほとんど意味はないというところでやめてしまっているんです。

アメリカのこういう現状も見ないで、ただ形式

的に、年齢がアメリカではいろいろあるんだから日本も二年から入れよう、こういうことはやめていただきたいと思います。

何でアメリカでこううまくいつている、うまくいつているというと語弊ですけれども、いろんな年齢がいるかといいますと、大体入学のシステム

が全然違うわけですね。日本はやっぱリーパーテスト、学力の試験が非常に重きをなしているわけですよ。ところが、アメリカの大学は、そこに書いておきましたように、高校の学習と内容、特に先ほど言いましたA Pの成績とか、高校の先生の複数の推薦状、それから大学から面接しますし、それから課題を与えて論文を書かせますし、それから勉強した以外にどういうすばらしい課外活動をやったかとか、どういうすぐれた能力を持っているか、こういうことを全部総合的に検討して、そうして入学者を決めているんです。ですから、これにアメリカは四カ月かけています、専門のス

タツフを置いて。ハーバードの場合、千六百人の定員ですけれども、一万人ぐらい応募するわけですけれども、これを三カ月、四カ月かけて一人一人全部書類を見て、丁寧に見て、これは大丈夫だということ而入学させるんですね。ですから、この点でうまくいっていることがあるわけです。

だから、基本的な問題としては、日本で二年から入れますと、高校卒業の資格がないわけです。アメリカはちゃんと高校卒業の資格がないとだめ

と言っていますけれども、これもどうされるんでしょうか。実質的に各大学に二年からどんどん入れさせるということになりますと、個別の大学が

実際問題として高校の卒業を認定するような形になつてしまふわけです。高校卒業の免状がないのに個々の大学がそれを認めてしまふという、何か

制度的におかしなことになってしまいうわけですね。

それから、各大学では少子化で入学生、受験生

が少なくなっていますし、もし野放しに二年から各大学が自由に入學させていいよなんということになりますと、各大学ともどんな二年からい

つしゃい、いらつしゃいというので、全国の高校を回って、うちの大学は二年から大学へ来ても十分やっていますよということ、いわゆる青田買

いという競争になりかねないと思うんです。高校の方でもそれを自慢するようなことになったりして、高校はもう大混乱するわけですね。ですから、

無制限に野放しにこれを認めるような法案といふのはどうしても賛成できないわけです。

それから、今度は大学院の飛び級ですけれども、日本の大学も数年前から例外的に学部三年から大学院への入学を認めているわけですけれども、今度それを法律できちんとしようということなわけですね。

学部三年から大学院に入れるというわけですけれども、一体学部の、大学の教育というのをどういうふうにお考えなのでしょうか。大学の学習といふのは、単に専門の特定の分野だけすぐれていればそれで大学卒業の資格を与えるよ、大学院へ

行つて専門的な勉強だけしていればいいよ、こんなことが大学教育の本来の目的ではないわけです。大学教育の目的というのは、やっぱり社会に貢献できる幅広い教養と豊かな感性とすぐれた人格を磨いて社会のリーダーとして働けるようにということがあるわけですから、狭い分野の専門だ

アメリカだってやっているじゃないかという話はないわけですね。

ですけれども、先ほど言いましたように、ここにアメリカのハーバード大学の大学院の入試案内がありますけれども、ここにはつきり書かれている

のは、きちつと大学卒業のバチェラー、アメリカではバチェラーと言いますけれども、大学卒の学位をちゃんと持っているきやだめですとはつきり

書かれているわけです。これ以外は認めないわけですよ。日本で今回提案されているのは、大学の卒業の学位、日本では学士ですか、こんなものは

要りませんよというわけです。これはどう考えても、大学院の目的からしても大学の目的からしてもおかしいわけですね。

あと、時間が過ぎているようですから、教育改
革国民会議、中央教育審議会であくさん議論され
ているわけですが、そこに資料を添付しておいた

のでごらんになっていただければわかりますが、江崎先生も、二年から大学に上げるのは問題が多過ぎるということを教育改進黨国民會議の中で、主

査の木村先生がおられる中で発言されているわけです。ここに資料がありますのでぜひごらんください。それから、クラーク先生も、高校では三年間きちんと勉強した方がよいということを述べられているわけです。そして、ことし新しい中央教育審議会、木村先生も副会長で活躍されているわけですから、二月一日に総会が初めて開かれました。そこに資料添付してありますように、そこで非常に疑問が述べられているわけです。これは前の中教審からの議論を引き継いで、こんなに問題があるじゃないかということが中教審の中で議論になっているわけです。

こういう議論を、総括というに変ですけれども、まとめられないで法案を提出された、しかも決められようとしていることに私は非常な不安を感じざるわけです。ですから、ぜひとももう一度よくお考えいただいて、その最後の方の、時間がありますからやめますが、ぜひ私の提案し

た内容を御検討いただければありがたいと思います。
す。
どうもありがとうございました。

○委員長(市川一朗君)　ありがとうございます。瀬戸参
次に、瀬戸参考人にお願いたします。瀬戸参

○参考人(瀬戸則夫君) 私は、一九八五年ごろから弁護士として関西で、いじめ、体罰、懲戒処分、

内申書開示など、学校での子供の人権侵害案件にかかわってきました。その中では、子供の問題をきっかけにして、保護者と教員、学校との相互不

信がのつぴきならないまでに増幅したケースも相
当見てきました。

じたときに、本来は子供と教員と保護者と、その三者が建設的な対話に努めて、相互理解を深め、信頼を回復して、そして問題を解決していくこと

が最も望ましいわけです。そういうふうに通っている学校も少なからずあることはそのとおりでございます。しかし、そういった基本的な取り組み

が特に学校という枠組みの中ではかなり困難な現状があるというふうには見えてきました。他方で、学校の外には問題解決のシステムがあるかと申しますと、子供の立場に立ちながら、関係する学校や行政とも適切な意思疎通のできる相談や支援の機関となれば、残念ながらこれも、少なくとも身近で手軽に利用できる範囲ではほとんど存在していません。

私は、一九九九年に川西市子どもの人権オンブズパーソン条例発効以来、そのメンバーの一人となつて三年目に入っております。その経験を振り返りますと、今申しましたように、そういった問題については、市レベルでございますけれども、子どものオンブズパーソン制度というのは十分にこたえ得る制度だと感じております。

本日は、教育三法の討議に際しまして、私のつたない子どもの人権オンブズパーソンの経験から、子供の救済制度一般やら、それから子どものオンブズパーソン制度とその実情、それから教育三法に関する意見という、三方向の意見を申し述べたいと思います。

まず最初に、子供の救済にかかわる現状でございますが、本来、教育委員会制度というのは学校トラブル解決の役割をも担うものと言えるかもしれません。しかし、例えばいじめや体罰の被害を受けた子供や保護者が学校の対応に不信感を持っているような場合、少なくともその当事者の子供や親からすれば、教育委員会は必ずしも公平な機関とは見えません。むしろ、学校を擁護する存在だと見える場合も多いわけでありです。実際、裁判にでもなれば教育委員会は学校側に立つのは当然でございます。

そうすると、学校に不満を持つ保護者や子供は、現状では法務局や弁護士会の人権救済システムを利用するか、簡易裁判所の調停を申し立てるか、裁判所に訴えを提起するか、そういった方法、手段しかないわけでありです。しかし、法務局や弁護士会はそのような問題での調査権限を持っておりません。そこに大きな限界があります。それ

から、簡易裁判所の調停では、手続費用はそれほどかかりませんが、それは相互の譲歩を求めることに本質がありますから、よほど事実関係が明らかになっていて学校側の責任が明確なケースならともかく、通例からいえば、子供の人権問題に対する専門的な解決を期待することは困難だと言えます。では、訴訟はどうでしょうか。これは最終解決のための国家制度でございます。しかし、訴え提起と訴訟遂行には大きな手間と暇がかかります。個人には負担が重過ぎます。

さらに、私の経験からも、裁判となれば大人同士の感情的な利害対立が高じて、その過程では肝心の子供の最善の利益がやもすると見失われがち側面もあります。保護者が仮に勝訴したとしても、真に当事者である子供の最善の利益につながったかという点、やや私の経験からすると複雑な思いにとらわれます。

このようなことから、私は、一九九七年に川西市で子どもの人権オンブズパーソン条例検討委員会への参加を要請されましたときに、まさにそれは必要な制度だというふうには心から賛同して参加したわけでありです。

それでは、この川西市の子どもの人権オンブズパーソン制度の特徴を申し述べますが、お配りしておりますハンドブックに概要がございますし、条例自体はその四枚目の表から二、三枚にわたって出ております。この制度の特徴は四点ぐらいに集約できると思います。

一つは、子どもの権利条約に基づいて、あくまでも子供の最善の利益を図ることを目的としているということでありです。そのために、オンブズパーソンは既存の相談窓口と異なり、一定独立した公的第三者機関として市長の附属機関に位置づけられております。

第二は、子供や保護者にとつてまず身近に、かつ手軽に利用できる制度であるということでありです。川西市は人口十五万、十八歳未満の子供は二万人弱です。そのニーズを三人のオンブズパーソンと五人のスタッフで受けとめています。子供

の教育、福祉、法律、医療にかかわる各分野の専門家の助力が電話一本で、もちろん無料で得られるわけでありです。

三番目ですが、オンブズパーソンは単に相談対応で終わるわけではございません。学校を含む市の機関に対する調査権、行為是正を求める勧告権、制度改善等を求める意見表明権、措置報告請求権、さらに案件の公表権などを条例により付与されております。

そして四番目、最後には、こういった権限を前提としつつも、オンブズパーソンは子供の利益の擁護者、代弁者、さらに公的良心の喚起者として、必要ならば学校や行政への建設的な批判に当たりますが、いたずらに対決や対峙をするものではなくて、あくまでも建設的な対話を徹して学校や行政が真に子供のために働くことができるように促していく、支援していく機関であります。言い換えれば、子供、保護者、学校あるいは行政が互いに対立し合う関係でなく、子供の最善の利益を共通の目的に、互いに助け合い、支え合える関係になれるよう、ソーシャルワーク的な活動も展開するわけでありです。

次に、オンブズパーソンの行う相談活動と調査活動につきましては、これはお配りしております「子どもオンブズ・レポート二〇〇〇」、これは二年目の報告集でございますが、これもまた後でござらんだけだと思ひますが、相談活動につきましては、相談、申し立て受け付けを開始した一九九六年から一年間で見ますと、相談は四百四十九回、件数で百五十九件でありました。二年目も大体同様な件数でございます。保護者からの相談が最も多いわけですが、その次に小中学生、高校生などの子供、そして教員や保育士などの職員となっております。これは年次報告を御参照いただきたいと思ひます。

相談事項としては、やはり学校に係る事項が高い割合を占めております。ただし、現象としては、学校で起こった問題でも、家庭や地域での問題が背景要因になっているケースが少なくあり

ません。また、一人の相談者が複数の相談事項を持っているケースも多くあります。例えば、子供同士のいじめに関する相談でも、背景には家族との関係、先生との関係で傷ついたり、それがいじめの被害や加害の現象につながっているというケースもまれではありません。個々の子供が抱えている問題は極めて複合的、重層的で、とりわけ多様な人間関係での傷つきが認められます。

この相談活動では、私たちはまずじっくりと話を聞きます。もちろん、親からの相談でも、当事者の子供からも話を聞きます。そして次に、相談者と一緒に課題を整理していきます。さらに、打開に向けての選択肢を検討していきます。こういったプロセスを通して、相談者自身が子供であれ親であれ、問題の打開や解決に取り組み始めるケースが相談の約八割です。残りの二割は、相談者の希望を受けて教員などの関係者に私どもが直接お会いして、その関係者の話にも十分に耳を傾け、関係調整に入っていきます。これまでには、体罰、いじめ、学級崩壊、その他学校の指導上の問題などでこういった調整活動を実施しております。過去二年間では、ほとんどのケースで一定の打開や解決が図られていきます。

これらの経験からはつきりと言えますことは、これは今回の法案審議の参考にぜひしていただきたいことなのでありますが、当事者である子供に寄り添って、その心情を受容しながら話をじっくり聞いていけば、多くの場合、打開や解決の道筋が開かれるということでありです。だれよりも子供自身が打開や解決の願ひを持っているわけですから、その願ひを本心に受けとめていくならば、実は子供自身が打開力、解決力を発揮し得ます。それをどう支援していくかということが課題であります。

大人同士で決着をつけて子供に解決をあてがうようなことは、子供自身の力を奪うことになる場合はあつても、子供の自尊心や問題解決力を高めることにはつながりません。ですから、オンブズパーソンは基本的に子供や保護者の要求を単に代

行することはしません。当事者の子供とその関係者が自分たちで打開、解決していけるようにエンパワメントしていくということが常々心がけていることでもあります。

それから、我々が行う調査活動と勧告、意見表明ですが、これもまた子どもオンブズレポート二〇〇〇に出ておりますが、こういった相談とは別に、条例は、子供でも大人でも子供の人権の擁護、救済の申し立てをパースンに行うことができるものと定めております。この申し立てを受ければ、パースンは条例上の権限をもって原則として調査実施します。そしてまた、申し立てがなくとも、必要な場合にはオンブズパースンが独自に自己発意で調査実施するケースもございます。この調査結果に基づいて、必要な場合は関係する市の機関に勧告や意見表明を行います。

調査案件では、相対的に深刻な事態となっているケースがやはり相談と比べて多いと言えます。例えば、既に公表した案件では、中学校の夏季休業中の部活動で熱中症によって子供が死亡する事故がありました。こういった問題は、過去の学校災害の死亡事故の多くの事例では、被害者側が我慢や泣き寝入りを強いられ、あるいは裁判に訴えざるを得ないか、いづれかだったとも申せます。当事者間の解決が困難で、しかも救済の道は国の制度である裁判しかない。しかし、裁判で争っても、事故原因の究明や再発防止策の確立は必ずしも十分な結果が得られておりません。それは教育行政の先決事項として、司法では深く立ち入らない傾向があるからでありまして、それに関してこのオンブズパースン制度というのは、再発防止、事故原因の究明について一定の役割を担えたというふうに私は思っております。

それから最後に、教育三法について、こういった経験をもとにして若干の意見を申し述べさせていただきます。

五点に絞ります。まず一は、児童生徒の出席停止についてであります。それに関するものは二つござりますが、一つ

は子供の意見表明の機会の保障の問題であります。

子供にかかわる問題の解決には、子供自身の意見表明を十分に尊重することが不可欠であります。子どもの権利条約の規定から申しまして、その意見は、一定整理された見解や主張だけでなく、子供の気持ちや思い、そして願ひといった心情も含むものであります。とりわけ、子供の心情を共感的に受けとめることは問題解決に不可欠な大前提であります。

実際に私どもが扱った例えばいじめなどの調整案件でも、被害と加害双方の子供から十分に意見を聞き、対話を積み重ねていくことで、加害行為が解消した事例もあります。加害者の子供の意見を聞く中で、その子供自身が抱えている課題が教員などにも理解できるようになれば、その子供の心情受容を初め、新たな関係づくりが可能となった事例であります。つまり、問題解決の基本は排除ではなく関係修復こそにあると考えるべきだと考えております。

ところで、今回の法案を見ますと、親の意見聴取さえすれば出席停止ができるというふうに第二項にはなっております。なぜここに子供の意見も聞くというふうになつていないのか、私は非常に疑問を持っております。もちろん、運用ではそうされるんだろうというふうには信じておりますけれども、明らかに親とともに当該の子供自身の意見をきちんと聞いていくということが不可欠であります。こういったことを無視したのでは、関係修復というのは最初から期待できないわけであります。他方、日本も批准しております子どもの権利条約にも明らかに反することになると思っています。

それから、出席停止に関する二番目でございますけれども、この法案の第二十六条の第四項には停止処分期間中の支援ということが盛り込まれております。もちろんこれは非常に重要なことでありますが、しかし、それと同時に、停止処分に至る過程の子供と保護者の支援というのが不可欠でござ

います。これがなぜ入っていないのか、私は全く理解できません。

ほかに、出席停止というものが、課題を抱えた子供と親にとってその問題を見直す非常に大きなきっかけになるわけです。その手続こそがまさに非常に重要な課題であるわけです。処分したことではなく、処分に至る過程こそが非常に重要なことなわけであります。例えば、処分にわたる審査審議をどのようにして行うのかというようなことですね。

それから、その過程で対象の子供と保護者を代弁したり支援したりするというふうな人を確実に手当てするということが必要であります。少年法については非常に批判もあるわけですけれども、他方、少年保護事件で少年と保護者のために付添人をつけるというふうな制度もござります。停止処分の対象になった子供と保護者にこそ、無料で費用のかからない付添人が寄り添って代弁していく。代弁していく中で、当該の子供と保護者自身が問題に気づいて整理していく。これがなければ学校教員の過重はもう目を覆うばかりです。

私どもの制度がどれだけできるかわかりませんが、少なくとも、先ほど申し上げましたような制度と実情からしましたら、川西市では、この出席停止というふうなことがクローズアップされたときには、一定程度そういった役割は担えるというふうな自信は持っております。

いずれにしても、こういった条件整備が整いまいと、出席停止によつていわゆる問題児といったレッテルを子供に張りつけ、その子供や家族を学校や地域から排除する結果となりはしませんでしょうか。また、その子供や家族の不信を増幅させ、関係修復をますます困難にしないか、ということは対応する学校教員の負担がますますふえるということですが、大きな懸念が持たれるところであります。

次に、教員の転職についてであります。私どもはあくまでも子供の人権にかかわる機関であります。直接に教員の云々ということにつ

て発言権があるとは思っておりません。しかし、川西市の相談の事例では、相談、調整、調査の過程で学校教員との事情聴取や意見交換を多数重ねてきております。そういった観点から、教員の転職問題についても一定の参考意見が申し述べられると思っております。

こういった問題について、その以前に子供と保護者と教員、学校が真に助け合つて、支える関係をつくり出すためのシステムが重要であると考えます。既に申しましたように、現状では学校の中にも外にも、そういった信頼関係回復の取り組みを適切に支援できるシステムはいまだ構築されておられません。教員自身も職場や地域で孤立しがちでありますし、子供や保護者との関係でも、何か問題が起こると過剰に防衛的になったり、逆に過剰に攻撃的になったり、あるいは逃避的になったりもしています。

そういった状況は単に研修を行うだけで解消できるとは思えません。教員の転職も、排除の論理でなく、相互支援と信頼回復の関係づくりを基本に据えて、処分決定までの手続的課題の検討と対策が重要な問題であると考えております。

それから、教育行政の相談体制でありますけれども、これにつきましては、教育行政の執行機関だけで担うことは実情としては非常に困難ではないかと感じております。何よりも子供の最善の利益を優先して、子供や保護者の信頼が得られる相談窓口を設置しようとするならば、私どもの経験からは、明らかに一定の独立性を保持する公的第三者機関が必要と言えます。

子供に関係する問題では、教育だけでなく福祉からの支援も不可欠であります。私どもの経験からも、その両者を結びつける役割が公的第三者機関には果たし得ると言えます。もちろん執行機関でも、特にその説明責任や情報公開、学校教育の補完的役割などの観点から一定の相談窓口が必要なものと言えます。そこで、執行機関の相談窓口と第三者機関とが連携して、またチェック・アンド・バランスの関係をつくり、相互の機能を高め、

子供や保護者のニーズにこたえていくことが望ましいと考えます。

第四に、総論的に言いますと、子供が日々生活する学校や地域社会において子どもの権利条約が今後どのように生かされていくのか、これが最大の課題だと私も思っております。

今回の法改正についても、子どもの権利条約を生かす視点と方策が重要であります。条約を生かすということは、突き詰めれば、自分の権利が尊重されていると実感できる子供を育てることです。自分の人権が尊重されていると感じられない子供が他者の人権を尊重することは困難だからです。自分の権利を肯定的に自覚することから自己への責任の自覚も育ちます。例えば、ボランティア活動はそのような視点があつてこそ真にボランティア的な、すなわち自発的な活動になり得ると思えます。

最後に、学校や家庭を含め、久しく地域社会の教育力の低下が叫ばれています。今回の改正もそのような視点があるものとも理解できます。それだけに、国においては、子供たちの生活の場である地域社会の実情に根差した、それぞれの自治体独自の問題、課題解決の取り組みを支援していく施策がこれまでも増して重要であります。

その一環として、例えば各自治体で子供のための公的第三者機関が設置できるような支援を国で検討したり、さらに自治体では取り組みえない課題に対応する公的第三者機関を国に設置するなどが考えられます。

そのようなことも視野に入れて、今回の教育三法については、特に自治体において子供の教育と福祉とを総合的に推進できるよう、運用面を含めた十分な検討が求められていると考える次第であります。

以上です。

○委員長(市川一朗君) ありがとうございます。次に、佐賀参考人をお願いいたします。佐賀参考人。

○参考人(佐賀浩君) 法政大学文学部に勤めております佐賀と申します。大学では教育改革論、教育課程論等を担当しております。

この三つの法案の改定に反対する立場から、私の意見を述べさせていただきます。

まず、指導の不適切な教員の免職、配転に関してですが、この法案で、処遇の対象となる指導の不適切な教員の例として三点が挙げられています。しかし、これは率直に言って非常に主観的なものだと思われまふ。このような主観的な指標で、評価者の思惑で該当範囲が決まられますと、評価される教師は評価者の意向に敏感にならざるを得ません。そして、校長や教育委員会の要求に対して従順に従うという力学がそこから生み出され、これは結局評価者の専制というものを生み出さざるを得ません。

日本の教育行政が上意下達の中央統制型であることは政府の教育行政の規制緩和の方針からもうかがえるとおりで、このような法案が成立するならば、より一層管理者の意向に忠実な自主性のない教師を生み出すシステムとして機能するのではないかと危惧をいたします。

重要なことは、教師の指導力を高める方法とは何かということです。確かに指導力不足の教員が存在することは事実です。しかし、ベテランの教師すらも学級崩壊に陥って悩むということも今日では見られます。今ではだれでもそういう指導力不足に陥る不安の中におります。ですから、このような教師をどう支援するかということが一番重要なことです。

そのためには、三十人学級というだけが見ても最も効果の上がる措置をこそ最優先にするべきです。疲れ切つて心の余裕を失った教師は子供の心を読み取る余裕を失つてしまします。昼食も休憩もとれないで生徒指導や提出文書の作成に追われている多くの熱心な教師が実際にいます。しかし、そういう教師は互いに同僚を支え、援助する余裕や、そしてみづからの健康を奪われていきまふ。教師の指導力不足を克服する最大の、最も効果ある力は、職場の同僚がお互いに助け合える余裕と自由をつくり出すことです。

さらに、率直に言えば、日本は校長先生の教育指導の力量が非常に貧しいと言わざるを得ません。その最大の理由は、学校の自由、校長の自由が保障されていないことです。校長の最大の職務は教育委員会の意向を各学校に具体化することであると云つてよいような現状がございます。それは、官僚的管理にばかり頼つて、本当に教師の指導力を援助し励ますことのできない校長が生み出されるという、そして教師の自由を奪う制度的欠陥というべきものだといふに私は考えております。

イギリスの学校は、私は一年間イギリスで研修をしてまいりましたが、学校理事会への教師、親、地域の参加があります。その理事会は大幅な権限を持ち、校長を決定し採用し、その校長は親、地域に対して学校向上計画を提出し、その実現のために全力を挙げようとするシステムになっております。教育委員会の意向を忠実に実行する教師ばかりを管理職に吸い上げる日本の管理職任用システムとは大きく違つております。私は、日本のこのような仕組みが学校の教育力を奪い、教師を支え援助する仕組みを貧しくし、指導力不足教員を生み出す大きな原因であると考えております。

もう一つの教師の力量を高める有効な方法は、教室を開くことです。教師は絶えずその力量を高めなければなりません。そのためには同僚の間でお互いに議論し合い、また親に対して公開授業を行うなど、授業の内容や生徒指導のあり方を一緒に考え、そのことを通して学校をどのようにしようとしているかという広い合意をつくり出していくことです。そういう地域的な親たちを含んだ合意ができるならば、教師はその合意を発展させることに大きなエネルギーを発揮するに違いありません。

第二点は、生徒の出席停止措置の問題です。指導困難な生徒を一時的に出席停止にすることがあることは、単純に否定できないことです。それが、それは現行法のもとで既に実施されていますが、その実態は、文部科学省の調査で、一九九九年度は二十一日以上の出席停止措置は六件、その期間の主たる居場所はずべて本人の家庭という状態のようです。ここに問題が示されています。この現行措置の最大の不備は、それがより丁寧で専門的な教育指導過程であることが明確にされていないことです。したがって、出席停止措置の法的整備ということをやらば、何よりもそれを子供の立ち直りを保障する手厚い専門的な教育指導を保障するための機会へとつくり変えるものでなければなりません。

そのために、第一に、出席停止措置を決める手続の公正性と教育性がまず必要です。公正性のためには、学校の密室の中で決めるのではなく、思いいます。教育委員会、親の代表、学校が参加する機関で判断し、親もそしてその当該する子供も自分の意見表明ができることが必要です。学校だけで決めちゃなせだめかといふと、そのことを通してこの学校をどうしたいかといふかを見込んで考える、そしてその中で生徒へのあるべき措置を考える、そういう機会にしなければならぬということです。また、当該生徒がその場で意見表明をすることは、みづから自分の行為を認識し、どのようにすればいいかを自分で考えていく重要な教育的機会です。そういうものをきちんと組み込む必要があります。

第二に、出席停止期間の指導を行う制度的な人員保障をしつかりと規定するものでなければなりません。当該生徒はある期間が過ぎれば学校に戻るわけです。その戻つてきた生徒が同じことを繰り返すのではだめなわけです。そういう点では、排除の論理ではなしに、どうやったら子供がその期間に立ち直れるかという制度と専門的な配慮等を考えるということなしにこの法案が通されるならば、それは排除と管理を強めるものとして機能すると思われまふ。

第三点ですが、高校の通学区設置規定の削除と大学への飛び入学の問題です。これについては、

その前提を少し述べたいと思うんです。

日本の子供の学力は、国際比較から見ても高学力状態にあるとはいえず、創造力がないなどの欠点を指摘され、とりわけ学習嫌いが大量に生み出されていることが特徴です。このままでは高学力状態が早晚崩れるのではないかと危惧する声も強くあります。その困難が生み出されるメカニズムを私は次のように把握しております。

第一に、競争が一点を争う学力偏差値、学力順位競争として存在しているために、即効的に学力を上げる方法として暗記と詰め込みが主流になります。しかし、詰め込みと暗記、そしてテストでその記憶度を試す学習は、学習の本当のおもしろさを味わう余裕がありません。テストの点数が高い生徒も学習を苦役と感じ、学習嫌いがふえていくこととなります。

第二に、学習内容の詰め込み、丁寧な指導に手が回らない教育政策の貧しさが大量の落ちこぼれを生み出し、にもかかわらず人生競争から脱落することの恐怖で暗記学習に追いやられるために、わからない、おもしろくないにもかかわらず競争の恐怖で勉強に追いやられるという悲惨な状況に子供は置かれます。

第三に、こういう中で、競争それ自体が学習意欲を支えるといういびつな子供の意欲の構造が、私はこれを意欲のバイパスが形成されると呼んでおりますが、生み出され、競争のないところでは何もする気が起こらないという目的喪失症候群現象が拡大します。大学に入ってきた学生が最初に直面するのはこれです。また、競争から脱落すると学習意欲が完全に奪われ、人生からの脱落として子供を打ちのめすこととなります。

第四に、私立小中学校受験のような形でより幼いころから過度の競争にさらされますと、より純粋な競争それ自体を目的とした学習スタイル、競争以外に目的や生きがいを持たないといういわば空洞を人格の中に抱えさせられる。そして、今日の少年事件の背景にもそれがなっているとと思われる。

一九六〇年代以来、日本はすべての中学生が格差化された高校を競争で選ぶ、まさに全員参加の大衆的学力競争に突入し、既に四十年近くがたちました。過度の競争がどのような人格をつくり出すのかという、私はこれを無謀な実験と呼んでおりますが、これを日本は世界に先駆けて続けてきたと言わざるを得ません。こういう中で、今日の競争の現状を、適度な競争は必要だと合理化することは決してできません。少なくとも高校入学までの競争は大幅に緩和するべきだと考えます。イギリス社会では、わずか一〇％が選抜のある中等学校に入学しているにすぎません。

競争で子供を学習に追いやる方法を強めることになる学区の規定廃止や飛び入学制度はこういう点で今日あるべき教育改革の基本方向に反するものであると考えます。

第四点目ですが、奉仕活動に関する問題です。奉仕体験活動については、今回の法案は、それをほとんど義務に近い形ですべての学校と生徒に強制する文部科学省の指導を可能にするものだというふうな思われます。その背景には、この奉仕活動で、他人のために生きる人間の共同的資質を育てたいというねらいがあるようにうかがわれますが、私はそれは異なった効果しか生み出さないと考えております。

第一に、既に今まで、中学校などでボランティア活動を行えば高校への内申点がふえる、あるいは同じ動機で生徒会役員へ立候補するという非常にゆがんだ事態が出てきました。これは自発性や協同的精神を育てるのではなく、競争の一環となり、また逆に命令や指示に従うという従順性を訓練する方法となつてしまっています。

第二に、自発的な社会的精神を育てるには、自治と自発性に基づいて子供たちを社会のさまざまな施設や制度、現実と出会わせなければなりません。そして、子供たちが自分の興味や関心に沿って社会活動やボランティアに参加し、そこから他人の思いや願いに共感しつつ他者のために生きることに、他者に期待される人間として生きることに

すばらしさを学んでいくことは大きな意味を持っています。また、そういう中で大人の正義というものを見ることができると思っています。そして、大人社会への信頼も回復されていきます。そこでは、大人は命令し管理する人間ではなく、社会の問題と取り組み、他者の願いに生きることによって自分の生きがいを見出し、すばらしい先輩と接すること、子供への教育力を発揮し、回復できるんです。この活動の義務化と評価による管理化はこのような本当の教育力をむしろ奪ってしまうでしょう。

重要なことは、社会活動に義務だから参加するのではなく、参加する中で自分の本質的な意味での役割を発見していくことが必要なんです。それは人間の価値の発見であり、人間の生き方への共感であり、他者の値打ち、人間の尊厳の発見だと思えます。あるいは、人間の値打ちが否定され放置されている事態への憤りであり、課題の発見であるわけです。義務として強制した途端にそれらの発見は失われ、管理し評価し強制しなければならぬ参加しない義務へと変質し、我慢して嫌な訓練に耐える義務へと変質するのです。

この点で、この法案は社会参加活動を義務と強制に変質させる可能性が非常に強く、賛成できません。

以上のような理由で、私はこれらの改定に反対の意見を表明したいと思えます。

以上です。

○委員長(市川一朗君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、各参考人にお願ひ申し上げます。

御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御発言いただくようお願い申し上げます。また、時間が限られておりますので、できるだけ簡潔におまとめいただきたいと思えます。質疑のある方は順次御発言願います。

○松村龍二君 自由民主党の松村でございます。ただいま四先生から大変貴重な御意見をいただきました。大変参考になりました。ありがとうございます。

教育の問題というのは非常に幅が広い、きょう今四人の参考人の意見もそれぞれ人生において義務教育を初め教育を通してきたという観点からだれもが発言するんですけれども、では問題がどこにあるのかということを押さえようと思しますと、これは皆さん自分の範囲でしか押さえられないということ、非常に難しい問題だということに認識いたします。私も昨年は文部政務次官を半年ほどさせていただいたんですが、本当に半年では、いたというだけで、足跡を残すというようなことには及ばないことだったかと思えます。

このたびの教育三法の改正というのは、昨年の教育改革国民会議等で審議された内容の中で、現状において法案化できるようなものをまとめて政府が提出したというふうにも私も認識するわけですけれども、従来、学校の現場においては、各市町村の教育委員会の下に小中学校があつて、その中で学校の先生が社会をつくつておる、それぞれに大変な御苦労をいただいで努力しておられるわけですが、やっぱり視野が狭くなっているということとはあるかと思えます。

また、文部省も中教審というものを最後の後光の差す、ある意味で紋どろにいたしまして取り組んでおるわけですが、中教審のメンバーもやっぱり教育大学の学長とか教育にかかわってきた人が多いわけで、社会全体の立場からすると、日本の教育がどういうふうにあるべきかという点において視野が不足しているという点もあつたかと思えます。

そういう点において、昨年、教育改革国民会議でいろんな面から審議がされたということで、どちらかといえば、よく言えば骨太な感触が入ったのかなというふうに思っております。そこで、私は質問する立場ですからあれですけ

れども、今の教育の問題というのは、教室の中に
おいて秩序が非常に乱れている。きょうこの場
におきましても、質問する人あるいは聞く人、お互
い耳を傾け、静かにして話を聞くということがあ
るからこそこの委員会が成り立っているわけであ
る、今の教育の現場においては、先生は先生で言
いつ放し、生徒は生徒でよそ見しながらあれて
いる、こういうような状態が戦後長い間続いて出
てきた。この原因が何かといえ、こういう難しい
社会の中において生徒自身が難しくなっている
という点もあると思います。また、親がうるさい
といひますか難しいという問題もあるうかと、し
かし一面、先生にも問題があるということがあろ
うと思います。

そういう中において、今の制度で指導する能力
を失い、あるいはやむを得なく失ったかと思いま
すけれども、そういうような方に戦後の長い間の
宿題であったものを対応しようという最低限の道
を開いている、あるいは生徒についても最低限の
出席停止というふうな道を開いたという意味にお
いて、今回のいろいろな観点の教育三法は意義があ
るのではないかと、いうふうな私自身は思ってお
るわけであります。

そこで、御質問をさせていただきますが、ちょ
つと具体的な質問からさせていただきます。

初めに飛び入学の話が出たわけですが、小林先
生から、飛び入学は確かに高校二年生であるのに
三年の教育を経ないで道を開くという点は大きな
問題がある、アメリカ等に比較しても問題があ
る、こういう御指摘があったわけですが、私は、
ここにおられる有馬先生等大変御熱心にこの制度
の道を開かれたわけですが、やはり世界のいろい
ろな科学の進みぐあいやいかなるわけですか。そ
れについては、日本も、皆さんよく六三三制度で
伸びてきた人を大学で教育するということだけで
は、幾ら均質的な民族といえどもちよつとおくれ
をとるということから、まず数学、物理に道を開
いたかと思ひます。

そういうことからしますと、今度は芸術とか、

これもやつぱり早期に才能が発育するピアノにし
ましても絵にしましても、早期に才能があらされ
るという点もあるうかと思ひます。そして、数学
においても、そういう早期飛び入学するような方
はもう自分で、自習で一年生、二年生の間に三年
生の高校の数学までマスターしている、あるいは
指導者を得てマスターしている、そういう人だけ
が道を開かれるんではないかなというふうにも思
うんですけれども、そういう観点でやはり今の日
本の全体、世界の中の発展ということを考えた
きに、飛び入学は、全体がそういうことになつて
広い門になつてはいかぬと思ひますが、狭い門で
あれば差し支えないのではないかなというふう
に私は思ひますが、小林先生のお考えをお聞きし
たい。

それからあわせて、木村先生は今のような小林
先生の御意見も踏まえてどのようにお考えなの
か、お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(小林道正君) 数学の場合、一、二年で
三年の自分でもやちやちやしているんだらう、多
分、千葉大学とか名城大学に入っている学生はそ
うだらうと思ひますけれども、先ほど私が言いま
したように、数学だけでいいのかということがあ
るわけですよ。今、数学者に聞いてごらんになる
とわかりますけれども、将来、物理をやっている
ことを言われるすばらしい数学者がたくさんおら
れるわけですね。やつぱり高校、大学ときちつと物
理もやつておけばよかつたなという、こういう思
ひで数学の研究に携わっている方がたくさんおら
れるわけですよ。ですから、数学だけでしたら一、
二年で三年の自分をやるのか可能でしょうけれ
ども、物理もやらなくちゃいけないわけですよ。そ
のほか、やはり社会に目を開いていただく、単に
数学だけじゃなくて歴史とか人間性とか、そうい
う点で高校のカリキュラムを十分こなしていただ
くという方が私はいいと思ひますね。
それからもう一つ、スポーツとか芸術の分野で
すけれども、これも、例えばバイオリンとかピアノ

ノを小さいときからやつていらつしやる方、たく
さんいますよね。スズキ・メソードとか、バイオ
リンを二、三歳からやつて世界ですぐれた演奏者
になつていらっしゃる方もおられますけれども、そう
いう人が高校二年から、あるいはもつと前から、例え
ば大学院のある大学ということですから、音楽大
学なんか当然あるわけ、音大に進学することを
認めよということでしょうけれども、やつぱり同
じ理由で、すばらしい演奏活動をするのにはほかの
ことを何も知らなくていいかという、実は私もバ
イオリンやるんですけれども、最後は豊かな感性
といひますか、本当に美しいものを見て美しいと
感じる、あるいは論理的に考える、数学と音楽は
似たところがあるように言われますけれども、音
楽をやるのに演奏活動だけやつていて音大へ行つ
ても大成は私はいないと思ひますね。

いろんなすぐれたほかの面、人格的な面、性格
の面、あるいは文学を読んだり美しいものを見た
りという、こういう能力を高校で多面的につけ
て、そして大学へ行つてさらに伸ばしていただ
く、私は全然構わないと思ひますね。何でそん
なに急ぐのか。何でそんなに急ぐの、人生長い
んだよということが私の意見なんです。

○参考人(木村孟君) 私が個人的に飛び入学等を
支持いたしますには二つの理由があります。

一つは、やはり今、戦後五十年、日本がここに
至つて非常に年齢にこだわる社会になつていて
いう点であります。これが若者の閉塞感を猛烈に
助長しているというふうな考えです。そういうこ
とで、少しでも風穴があけたいのではないかと
いう点が一点。

それから二点、これは大事な点でありますけれ
ども、私、日本の社会から異能者でありますとか
異才者、そういうものを見つけて出す、あるいは育
てるメカニズムがなくなつてしまつていてと思ひ
ます。異能者、異才者には二つの種類が私にはあ
ると思つておりました、一つは、学校の課程を全
部やる、それで非常に広範な知識を持つ、という
広範な知識をもとに、その知識を総合化して人の

考えないようなことを考えて世の中に貢献する
というタイプ。それからもう一つありますのは、そ
ういうものをきくとそれほどやらなくても非常
にイノベータータイプなことを考え出す能力のある
人がいるはずですよ。そういう人を少しでも日本の
社会のメカニズムとして見つけて出す必要がある
ということ、この飛び入学を私は個人的にサポ
ートしている次第であります。

先ほどから参考人の方から競争社会になるとか
あるいは人格的雲々が出ておりますが、日本はた
しか生涯学習社会になるということを標榜したは
ずです。ですから、それは仮にどの時点でもそ
ういうことが足りなければ、また自分の意思さえ
あれば勉強できるはずですから、私はその辺につ
いては問題がないと考えております。

また、これが一般化するということについては
考えておりませんで、冒頭申し上げましたよう
に、私は非常に希有な才能の若者だけをこうい
うもので見つけ出す努力を国としてすべきではな
いかと。先ほどアメリカ、イギリスの例が紹介さ
れましたけれども、アメリカ、イギリスの社会は確
かに日本とやり方が違ひますけれども、巧みにそ
の辺を社会の中のメカニズムとして持つており
まして、私個人は、日本もそういう点についてや
り国として何らか考える必要があるのではない
か、そういうふうな考えをしております。

○松村龍二君 日本の社会が隣の国と絶えず競争
する、という意識が強過ぎて、おくれることも平
気である、急ぐ人は急がせればよいというふうな
社会であればいいんですけれども、皆さんが主体
的でなくて、ただただ隣におくれまい、隣と競う
というふうな社会であるということが今のお話を妨
げる部分があるうかと思ひますが、ぜひ社会全体
が教育の何たるかを考えて、ゆつたりと取り組
むようになるといいなというふうな思ひです。

それから、佐賀先生にお伺ひするんですが、佐
賀先生がおつしやる、今度の法改正をしますと指
導不適切な教員が排除できるということになる
と、そのことばかりみんな先生が気にするよう

なるよというお話をすけれども、今回の措置は教育委員会が教職から外すということだけなんです。教職から外してこのポストにつけるかといえ、教職が持っているポストは、私も先般、質問する前に先生をやっていた方にちょっと電話で聞いたんですけれども、教育委員会が所管している職員がいるところといえ、自然の家とかあるいは何か研究センターとかそんなところしかないんじゃないでしょうかという話で、そんな大々的に指導不適切な教員が排除され転換されていくというふうな心配は全くないと思うんです。

それから、飛び入学の問題にしましても、ただいまの木村先生のような、極めて例外的な考えなんだと、こういうことでこの法律がとらえられるとすればさほど心配にならないんじゃないかと。

それで、先般来この委員会でもいろんな審議を聞いていますと、やっぱり今の学校の現場において競争させて差をつけるのはいかぬというふうな、現実に行われている競争の激しさと反対に、今度は表面的には競争させまい、皆さん、運動会で百メートル走ったらみんな手をつないで一緒にゴールインして、みんな一等賞というふうにしよということがあるが冗談でないようにも聞こえるような学校の現場があるのではないかと。

したがって、先生のお話を聞いてみると、何か過度にそういうことを心配し過ぎて、そのことがかえって日本人の精神を、子供の精神を弱くするというようなことにならないかというふうな感想を持つんですが、いかがでしょうか。

○参考人(佐賀浩君) 論点が幾つかございますが、最後の点をお答えいたします。

私は、過度の競争というふうに申しまして、競争そのものを否定する立場ではありません。そして、この場合重要なことは、その競争が、まだ何を学習したいかという自分の興味や関心というものが十分形成できていない段階で、競争それ自体のために勉強するという、そういう事態が進行していくならば、競争に勝っているといえますか。

ついでにうちはいいんですが、何らかの機会に勉強ができなくなってしまうとかつまずいたときに、勉強の成果が高く評価されることで励まされていた、そういう構造が消えてしまうということなんです。

それから、私は、人間の意欲というものはいろんな段階がありまして、その中でも最も重要なものは、青年期において何を学習するかという目的を、人生目的とつながら形成していくという時期が非常に重要であると思います。例えば就職ですか社会や世界に対する自分の責任ですとか、それは世界観や思想というものを媒介にして自分の学習目的、生きる目的を発見し、そしてそれに従って、ある意味でいろんな基準がありますから、それを超えるために全力を挙げて競争し、勉強するということが重要なことだと思うんです。

ところが、今重要なのは、競争のためだけに学習してきて、そして競争が終わったら学習する目的は何もないというふうな日本の青年の中に青年期が組み込まれているということが本当の意味での青年の学習する能力を高めるようなシステムを奪っている、これを転換しなければいけないというふうな考えを持っているわけです。そのためには、小学校や中学校や高校までの段階での競争は徹底的に緩和しなければいけないというふうに私は考えているわけです。

○松村龍二君 非常に教育の問題は範囲が広過ぎてあれなんです、最後にもう一点、木村先生に御質問しますが、今回、私が冒頭に申し上げましたように、文部省に権威のある審議会があるのに、教育改革国民会議で出た結論をこういう法案化するのには拙速ではないかという御意見が、この委員会の審議の中でもあったんですが、それについてはどういうようにお考えでしょうか。

○参考人(木村孟君) 確かにそういう意見があるように、私自身もちょっと驚いたんですが、私自身は、一個人として中教審の委員でもあり、また教育改革国民会議の委員でありますから、一つの土俵でずっと議論してきたつもりでありますか。

ら、私はそういう御意見に対して正直申し上げて余り理解できない、とにかく日本をよくするためだつたらどういふことでもいいではないかというのが私の意見であります。

○松村龍二君 私も、先ほど申し上げましたように、例えば今いろいろ刑事事件等があつて世の中を騒がせるんですが、法務省にだけ任せていると、法制審議会だつていつ、二年後に結論が出るかわからない。もう世の中が超スピードで動いている時代に対応できない。そういう中で、私も実はストーリー法案という法案を去年まとめて対応したんですけれども、そういう意味におきまして、この教育の問題も中教審だけに頼らないで、やっぱりスピーディーに事を運んでいくという意味において今回の法案の提案は大変に意味があることであるというふうに思います。

以上、意見を申し上げます、私の持ち時間を終わらせていただきます。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤正光でございます。

きょうは、四人の参考人の皆様、貴重な御意見をいただきました、本当にありがとうございます。

私は、時間の関係もあり、また私自身飛び入学というものに興味を持っています、関心を持っています、その点に絞って質問させていただきます。

まず、飛び入学の制度、これは私は制度としてはあつてもいいだろうと。しかし、先行導入をいたしました千葉大学の結果についても、まだその検討なり検証が十分になされていとは思えません。さらにまた、物理、そして数学に限った飛び入学についてもまだいろいろ意見があるというものがこれはまた事実でございます。今回の法改正によつて、飛び入学制度を全教科、そしてまた条件つきながらも全大学にわたつて拡大していくというものでございますが、私は、やはり拙速

は避けなければならない、こんな立場からいろいろ質問させていただきたいんです。

まず、木村先生にお尋ねしたいんですが、意見陳述の中で先生は、数学、物理以外にも飛び入学の対象を広げていくのが妥当だという御意見をおっしゃいました。お尋ねしたいのは、そのように考える理由は何なのか、そしてまた対象を広げるに当たつて条件があるかと思いますが、その条件についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(木村孟君) 数学、物理以外の分野に広げるべきだという私の意見は、先ほど申し上げましたように、やはり各分野で異能者、異才者を日本の国として出していくべきであらうという考えに基づくものであります。

ただし、これはまだ議論されておりませんけれども、この飛び入学は非常に慎重にやらなければいけないことは確かでありまして、つまり受け入れる大学に十分準備があるということ、それからさらに送り出す高等学校できちんと判断する、つまり大学と高等学校での接続といえますかコミュニケーションといえますか、そういうものが前提になりますので、数学、物理以外の各分野に広げるといっても、なかなか高等学校のレベルで判断がつかない分野がありますね。そういうものについては私は慎重にすべきだと思いますが、高等学校の時点である程度判断がつく分野については広げてよろしかろうというのが私の意見であります。

○内藤正光君 ありがとうございます。

次に、小林先生にお尋ねしたいんですが、冒頭、小林先生は、イギリス、そしてまた米国で研究をされてきた、欧米の高等教育に関する実情についても大変お詳しいと思います。そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今回の文部科学省のスタンスはと考えると、飛び入学制度の枠組みだけはとりあえずつくる、しかしその運用に当たつてはそれぞれの大学の自主性に任せるといったものではないかと思ひます。しかし、私が知ると

ころでは、欧米では飛び入学制度というものを導入するに当たって長い時間をかけていろいろ準備をされてきたというふう聞いております。

そこで、先生にお尋ねをしたいのは、欧米がこの制度を導入するに当たって具体的にどんな準備を進めてきたのか、教えていただけますでしょうか。

○参考人(小林道正君) アメリカでは、アドバンストプレースメントと言いまして、さつき説明したんですが、高校で大学レベルの授業をやるということが全国的に行われるようになっていきます。これはもう数十年の歴史がありまして、この制度をつくるのには、高等学校と大学の密接な協議のもとに、ザ・カレッジ・ボードと言いまして、日本語で言いますと大学委員会でしょうか、こういうところで長い協議を重ねてやってきていることなんです。共通テストも全部ここでやります。これは国の機関ではありませんで、民間の団体ですけど、これを受け入れてやってる大学は九割以上上っていますから、日本の国でやっているのとほとんど同じ効果があるわけですね。

ここで十分審議して、高等学校から進んだ能力を示している学生をどう指導しようかということ、各高等学校の中に大学レベルの授業を置くようにしてきているわけです。ですから、アメリカで大学へ飛び入学するというのは実際にほとんどないんです。先ほど言いましたように、ハーバードでももう数年前にこういうのはやめているわけですね。

しかし、アメリカの実情というのは、大学に入るときには高等学校は飛んでいきませんけれども、それ以前に小中で飛び級というのは行われていますから、高等学校から大学へ入るときは飛びませんけれども、年齢は十七歳、十六歳というのも少しいるわけですね。これは高校で飛ぶわけでは決まっています。ですから、ちよつと誤解されている方が多いわけで、アメリカでは高等学校を全部やらないで大学へ入るという例は一般化していません。ハーバードでもやめちゃっています。

す。

そのかわり高等学校で大学レベルのをやっていますから、それは大学に入ったとき逆に単位になるんです。高等学校で十単位以上AP、大学レベルの科目を取得していますと、大学に入ったとき、それで一年分になつちやうですね。結果的に大学四年間のところを三年間で済ませることが出来るわけですね。ですから、実質飛び入学のようになつていくわけですが、それは今ここで法律案で示されているような高校二年から入れるということでは決まっていなくて、それは配付してありますこの資料に江崎玲於奈先生もそのことを指摘されているわけです。

それから、大学に入ったとき、例えばハーバード大学で言いますと、千六百人の一学年の定員に対して、十単位以上、つまり三年で卒業できる資格を持つて来る学生は五百人以上いるんです。三分の一は三年で卒業できる資格を持つてハーバード大学に入ってくるんですよ。だけれども、実際に三年で卒業する学生がいるかといいますと、これはほとんど毎年ゼロに近いんです。

なぜ三年で卒業しないか。彼らの言ひ分は、このすばらしい大学に入つて、すばらしい先生たちにめぐり会えて、全寮ですから朝から晩まで友達と議論して、いろんな分野を学んで、芸術やスポーツや文化やいろんなことを学べるこのすばらしい大学に入つて、何で三年で卒業するの、君という、こういう雰囲気ですから、三年で卒業できる学生は三分の一、五百人以上いますけれども、ほとんどないわけですね。大学というのはそういうところじゃないよということをおっしゃる先生も十分わかつているわけですね。

○内藤正光君 ありがとうございます。

特にアメリカは飛び入学という制度、枠組みがあつても実際にはほとんどそれを使っている人はいないということなんです。それでも若干いたと仮定しての話なんです。その飛び入学制度に対する評価はどんなものなんですか。そして、もし問題点があるというのであれば、具体的に

な問題点を教えていただけますでしょうか。

○参考人(小林道正君) アメリカは、さつき言いましたように、飛び級というのは小中高あるわけですね。ですから、大学へ入るとき十七歳、十六歳、極端な場合は十五歳というのたまにいます。ですから、飛び級も、アメリカの社会の一般的な評価としては、飛び入学で早く入つてきた学生あるいは卒業生はどこか精神的におかしいという評判が一般的でして、各地の教育団体も小中の段階で飛び級を決して奨励していません、できることはできません。各家庭でもちゃんとした思慮のある家庭では子供たちを飛び級させるなんていうことは決してしていませんので、評価はアメリカでは高くありません。

例えばハーバード大学でも、数学でフィールズ賞を授与された廣中先生も、ハーバードの卒業生たちを見て、飛び級してきたのはろくなことはないということをはつきり言われまして、彼もここにいらつしやれば、飛び級はよくないよ、アメリカでは評判悪いよということをはつきり申されると思います。

○内藤正光君 次に、木村先生もしくは小林先生、両先生にお尋ねしたいんですが、今回の飛び入学制度、希有な才能をより開花させよう、そういう目的で実施されるということなんです。そこで、ちよつと興味があつてお伺いさせていただきますが、数学界のノーベル賞とも言われるフィールズ賞ですとかあるいはノーベル賞そのものの、この受賞者は実際飛び入学を経験されている方というのは多いんでしょうか。

○参考人(木村孟君) ただいま小林参考人の方から廣中先生のお話が出ましたが、私が伺っている話は違ひまして、両方です。要するに全然違ひます。若くて飛び級した人でフィールズ賞をとった人も非常にたくさんいます。それから逆に、大器晩成でとつた人もあります。ですから、今の御意見は私は偏つた御意見だと思ひます。私、直接伺いましたが、両方あります。

○参考人(小林道正君) ノーベル賞つて最高の賞ですけれども、日本でノーベル賞を授与されている方がたくさんおられますけれども、例えば利根川進教授ですね、MIT教授ですけども、彼は、もちろん日本では飛び級はありせんから普通に入るわけですけども、彼は普通にも入つていないわけですね。つまり、大学に入るとき、彼は日比谷高校の卒業ですけども、日比谷高校から京都大学に入るときに、彼は最初の年は失敗しているんですね。つまり、浪人しているわけですね。そこで彼は一年間むだな勉強をしたかというところ、決してむだな勉強はしてないわけですね。

彼は、ああいう分野ですから、数学や物理や生物やいろんな分野の知識なり能力を必要としているわけですね。ですから、大学へ入るだけがノーベル賞じゃないんですね。一年おくらせて大学へ入つたつてノーベル賞をもらえるわけですよ。立派な才能は開花するんですね。すばらしい才能は一年早く入るうが入るまいがちゃんと開花するんですね。

○内藤正光君 次に、同じく木村先生と小林先生、その順番でお尋ねしたいと思ひますが、平成二年度でしたか、フィールズ賞を受賞されております京大の森教授、この方がちよつと入つていたかと思ひますが、数学、物理は感性が大切だ、一年間早く入つたところで果たして成功するかどうかが保証はないという、そういうことをおっしゃつていたかと思ひます。

小林先生も意見陳述の中で、やはり数学だけじゃなくてそれ以外のことも幅広く学ぶことによってその一つの才能がより大きく開花していくものだというところをおっしゃつたわけなんです。私がここで質問をさせていただいたのは、例えば数学の才能がすぐある、そしてその才能ゆえに、高校時代その才能を認められたがゆえに、それゆえに飛び入学させることが果たして本当にその後の数学の才能をより開花させていくことにつながるのかどうか。私自身ちよつとはつきりした答えを持ち合わせていないんですが、両先生の

お考えを改めてお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(木村道正君) 確かにその点は非常に難しいところだと思ひます。しかしながら、私のスタンスは、とにかく今、私の同級生にも高等学校のときにおりましたが、物すごくできて、数学が特にできて、もう普通の授業など全く必要がないという男がおりまして、彼はもう飽きに飽きて、危うく高等学校生活から脱落しそうになりました。その後きちんと大成して数学者になっておりまして、もうそういう例を見ておりまして、やはりそういう人ではあるだけのパスを準備させてやるべきではないかというのが私の信ずるところでございます。

確かに結果についてはわからない面があるかと思ひますけれども、私のスタンスは、さつきからアメリカ、イギリスの例が出ておりますけれども、アメリカ、イギリスというのは開かれた社会だからよろしいんです。日本は非常に閉塞感がある社会ですから、そのところを何とか打破していかねばいけないというスタンスを私は持っております。

○参考人(小林道正君) 先ほど最初に説明しましたように、数学をやるのに、数学だけやっていて決してすばらしい研究はできないんですね。これはどの数学者にお聞きになっても言われると思ひます。物理学の幅広い知識なり考え方のなりことがないという新しい数学の分野はつくれないんですね。それは今あるところをちよこつと演習問題をやる程度の問題はできますけれども、フィールズ賞をもらうとか、後世に名を残すような分野を新しく開拓するためには、ほかの数学以外の分野からの考え方や内容を導入してこなければならぬんですね。ですから、高等学校の二年ぐらいの段階で数学ができたからといって、将来、数学のすばらしい新しい分野を開拓できるほどの能力が開花するかという、これは全く保証の限りではないわけですね。

それから、今、木村先生の紹介されたような、高等学校ですばらしい能力を發揮している学生を

私は放置していいとは思ひて言っていないわけですね。これはアメリカでもそうなんです。アメリカは、さつきAPのことを言いましたけれども、もう一つ、アメリカではそういう学生はほとんど個別に大学の授業を受けられるようになっていまして、隣の大学、近くに大学があれば、そこへ数学だけ受けに行くことができるわけですね。もう二年からでも三年からでも受けられるんですね。日本でも最近ようやく少し始まりましたけれども、まだ非常に不十分です。あるいは、各大学で公開講座というふうなのをやっていまして、ここではすばらしい大学の先生が高校生相手に授業をやったりしています。こういうところへ参加する道を拡大することは私は大賛成で、非常にそれを期待しているわけです。

ですから、高等学校ですばらしい能力がある学生を受け入れる受け皿を本当に用意していただきたいと木村先生がおっしゃるんでしたら、この制度こそもっと充実して拡大してほしいんですね。それをやらないうで、単に二年から大学に入れることで、こんなことでそういう能力のある学生を伸ばすということには決してならないわけですね。

○内藤正光君 ありがとうございます。続きまして、小林先生そして木村先生の順番でお尋ねしたいんですが、小林先生の御主張とはちよこつとずれるかもしれませんが、仮に飛び入学制度を導入するということを前提としてお尋ねさせていただきます。

例えば飛び入学でもって大学に入学できた、しかしその後やりたいことが変わるといふことも十分考えられるだろうと思ひます。そしてまた、一般的に長い時間をかけて本当に自分がやりたいのは何なのかというものが見つかる場合もあるかと思ひます。しかし、翻って今の千葉大学あるいはまた名城大学を見てみますと、千葉大学については転部は認められる、名城大学は認められていないというふうな理解していますが、果たしてどちらがいいのかということも一つあります。そしてまた、少子化がこれからどんどん進んで

いくわけですね。そういった中、各大学が今回の飛び入学制度の趣旨を曲げて青田買いに走るようなことがあつてはならない。ですから、私は一定の歯どめが必要だろうと思ひます。

そんな中、衆議院の方で修正案が出されて、二つの条件が課された。一つは「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること」、そして二つ目は「当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。」とあるんですが、果たしてこれで十分なんだろうかとか、いろいろ問題点を挙げれば切りがありません。

そこでお尋ねしたいのは、飛び入学制度を導入するとして、少なくともどういう留意点に気をつけるべきなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○参考人(小林道正君) 最初の点ですけれども、大学に入ってから、大学に入るといふんな分野をいろんな先生たち、いろんな友達と議論しながら深めていくわけですから、途中で、数学をやりたいと入ったんだけど、途中で、卒業するときはやっぱり生物学の方に転向したいなんというところは幾らでも起こることなんです。

私のことで恐縮ですが、私が京都大学に入るときには、物理学をやろうと思つて、湯川秀樹先生にこれが京都大学に入つたんですよ。ところが、京都大学は二年後に専攻を決めるようになっていまして、その二年間で、教わつた先生の物理学の授業が非常につまらなくて、物理ってこんなつまらないのかというので、二年たつたときに、湯川先生にはこれがいたんで、やっぱり数学の方が自分はいかなくというので、数学に転向と言つて変えられ、最初の目的と違つて分野を変えました。その後ずっと数学をやっていますけれども、こういうことは幾らでもあるわけですね、大学四年間で、それが当たり前といへば当たり前なんです。

は、私はその学生の伸ばす力といひますか、人権と言ふほどのこともないかもしれませんが、その学生の能力を本当に伸ばすことにはならないと思ひます。数学オリンピックなんかで優勝した人なんというのは数学者を目指すような人と思ひます。そうではありまして、カナダの女子学生などは数学オリンピックで優秀な成績を上げて大学では生物学をやるといふ、こう言っているわけですね。こういうのでいいと思ひます。ですから、大学に入るときに飛び入学で入つた学生を私は縛らないでほしいと思ひます。

それから、二番目の点の、もしこれをやるとして、今のところ野放しです。ね、衆議院で今紹介されたように多少枠はめられていますが、枠はめるといふのも、もつと枠をはめていただきたいと思ひます。できますれば、枠をはめる前に、これは先ほど木村先生が言われましたけれども、中央教育審議会というのがこれから新しくなつたわけですね、今までの大学審議会とか全部ひくるめて、ここの審議されないような法案がこへ出てくるというのは私は信じられないわけですね。法体系、政府の体系からして、中教審で合意されないようなものを持つてくるのは、私は今後の審議の仕方についてもお願いしたいんですが、そういうことはぜひやめていただきたいという気がするわけですね。大学、大学関係者の間で意見の集約とか、あるいは教育関係の各界での検討とか意見の集約とか、こういうことをぜひやっていただきたいと思ひます。

ぜひこれで通すんだというこになれば、何らかの歯どめをかけざるを得ないと思ひます。私は、今のままですと、法案にどんな分野もいようになつていまして、スポーツ、芸術、あるいは社会科学の分野でも、外国語の分野でもみんないようになつていまして、これはやっぱりおかしいと思ひます。趣旨に反すると思ひます。数学、物理をやつていたのですから、多少広げるとすれば科学とか情報という、せいぜ

いこのぐらに限定していただきたいと思ひます。

それから、これも大学で勝手に決めるんじゃないやなくて、やっぱり中教審の中の、どこかの審議会なりをつくらせて、その審議会で、この大学でこういう計画はいいよ、悪いよというようになことを審議するような機関をぜひともつくつていただきたいと思ひます。

○参考人(木村孟君) 先ほど申し上げましたように、こういう飛び級をさせる学生は、私の定義によりまして非常に希有な才能を持った若者でありますから、やはりこれをむだにすることは国にとって大変な損失であるということで、仮に数学で入ったとしても、その子が将来物理をやりたい、あるいは生物をやりたいという場合には、やはり分野を変えられるようにしておくことが必要だと思ひます。

それからもう一つ大事なものは、仮に高二で入ったとしますと十七歳ですから、いろいろ足りないところがあるかと思ひますが、大学できちんとケアをするシステムをつくること、これはもう必ずやらなければならぬことではないかと思ひます。

それから、青田買の件なんです、私はこれは全く心配する必要はない。というのは、もう日本の大学は今国際競争にさらされておりました、もしこの制度を利用して青田買するような学校があったら私はつぶれると思ひます。もうそれだけ大学の国際競争というのは進んでおりますから、若者が、余り知られておりませんけれども、アメリカはともかく、最近では非常にたくさん、学生が英国へ学部段階から入っております、リクルートされて、私は統計を持っておりますが、年々非常に数が増えております。そういうことで日本の大学はもう大変な危機にさらされているわけで、私はこういうことは多分起こらないだろうと。

それから、情報公開の時代ですから、こういう優秀な子供を入れた結果どうなったかということ

は当然大学から情報発信すべきでありまして、それによつて、いかにばかなことをしているかという、もしばかなことをしていると思へば、そういうことは国民の目にはすぐ明らかになる。私は心配していません。

○内藤正光君 ありがとうございます。

○山下栄一君 各参考人、お忙しいところをきょうはありがとうございます。わずかに十五分の陳述で本分に申しわけない。日ごろの多くのお訴えしたいことがあつたと思ひますけれども、申しわけない状況だということを感じながら質問させていただきますと思ひます。

今回、学校教育法を中心に教育三法の審議中でございます。教育という人間の行為、営為といひますか、非常に根源が問われているような状況になってまいりました。

そんな中で今回の法案審議でございしますが、私は、この前ある本を読んでいまして、大人が一センチ変われば、それによつて変われば子供は一メートルよく変わるという、そういう言葉に出会いました。私も子供が三人おります。そして、教育現場でも、中学生、高校生と格闘していつぱい失敗しまして、今そのことが非常に教訓になっております。大人は子供の時代が必ずあつたわけですから、子供は、すっかり忘れてしまふ。子供のころのことを忘れてしまつて、完成品みたいな気持ちになつて子供に接する場合があります。自分の子供なんかを見ていまして、子供の成長というのは物すごいな。大人が親としてついていけない、ついていけないから権力的に対応してしまふというふうな面もある。大人が一センチよく変われば子供は一メートルも変わるんだ、それほど大事にしていかなきゃいかぬのではないかとこのことを感じておるわけです。

そんな中で、きょうは、子供とお父さん、お母さん、学校の先生、その直接的な関係がほとんど世の中からなくなつていく中で、現場で格闘していただいております瀬戸参考人に特に、今の

お二方は質問されませんでしたもので、私はお聞きしたいわけでございます。

(委員長退席、理事松村龍二君着席)

子供の立場に立つた公的な機関というのはそんなに多くない。そんな中で、川西市で平成十一年に設置された子どもの人権オンスブパースン条例、そして制度、これは私は画期的な制度であるなということを感じておりました。将来、少しずつこの意義が大きくなっていくのではないかと自分自身評価させていただいております。

私も関西出身でございますので、川西市の取り組みは非常に評価させていただいておるわけでございますけれども、相談、調査、調整活動を通していろんなかわりを、子供にもかわるし保護者にもかわる、教員にもかわる、そして行政の機関、警察も含めたいろんな行政機関にもかかわつておられて、さまざまな社会のひずみをもろに感じておられるのではないかと。象徴的に、子供が、保護者が電話をかけてきたりしてパーソンに訴えるわけでございます、その背景は非常に複雑であり、社会のいろんな問題点を集中して感じられてきたと思ひます。

一年数か月の取り組みの中でいろんなことを感じられたと思ひますけれども、現場でいろんな経験された中で、先ほどソーシャルワーク的な活動とおっしゃいましたし、実際、問題解決に当たつていくと、自分たちがコーディネートしたりサポートしてあげると、八割がもう自分たちで解決していくんだというような言葉が先ほどたしかあつたと思ひます。その辺のことをもう少し経験を通してお話しいただければありがたいと思ひます。

(理事松村龍二君退席、委員長着席)

○参考人(瀬戸則夫君) これは初期のころの相談ですけれども、母親と子供が二人いたのかな、それであと母親のおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいる人が相談にいられて、申し立てしたい。小学生の話だつたと思ひますけれども、教員が暴言をして、うちの子ばかり排除する

というような訴えがあつて、申し立てして、調査して意見を言つてほしいというような案件がありました。

しかし、それからしばらくして、おばあちゃん came しました。ちよつと待つてほしいと言ひますね。その後もう一度お母さんにも聞くし、それから子供自身にも聞くということになる。それから、そのお二人の了解を得て教員にも実は話を聞きました。そうすると、やはり教員自体にもその子供に対する十分な理解がなくて、ややちよつと一面的な対応になつてしまつたということがあつたようです。

それと、その母親自身におじいちゃん、おばあちゃんとの関係があつて非常にいろんな悩みを抱えておられるということ。実は教員と一度も話したことがないというふうなことがわかりました。ですから、その子供自身もそういった母親のいろんな不安定なことから、子供自身がやや少しとつぴな行動がクラスの中であつたということになつたということがわかりました。

それをそれぞれ聞いていくと、やはり親自身がいろんな問題を抱えていて、子供自身もそのことについて気にしているということ。それで、教員の方がそのことがわかつた時点で子供の動きというのがよく見えてきた。どなり散らす必要もないというふうなことです。というふうなことがありまして、申し立てはやめて、あと直接保護者と教員が話ができるというふうなことができたケースがありました。

事ほどさうに、私も十五万都市ですけども、私も私が見た範囲でも、とにかく、同じ日本人という言い方はちよつと問題がありますけれども、同じ日本語は通ずるのに現実に意思疎通が全くできないというふうな感じを持ちます。それは子供と教員との関係にもありますけれども、特に親と教員との関係にほとんど日本語が通じないのか、ごとき現状が出ているというふうな感じがしまして、何か通訳的な人間が要るんじゃないか。それが、ソーシャルワーク的な活動が学校現場におい

て、特に保護者と教員との間で必要なんじゃないか。そのときには、それぞれの立場、思いもあるんだけど、子供にとってよりよい関係をどうするかという観点でいまだ一度保護者と教員にそれぞれ問題を整理してもらおうというようなことによつて、子供が非常に楽になる、子供自身が力を発揮できるというようなことをたくさん経験しています。

それで、親はやはり自分の過去のことにとらわれております。自分の一定のイメージでもって、学校のあるべき姿その他、子供のあるべき姿を持っておりまう。しかし、現実には子供自身は現にその学校、クラスで生きていくわけですね。ですから、親が非常に怒っている、もうまさに自分の全存在をかけて怒っているというときでも、その子供自身はいろいろ苦しみやら課題はあるんだけど、やはりその学校、クラスで楽しく通っている、先生ときちんと話がしたいという思いがあるわけですね。

そういう意味で、子供の最善の利益に立ちつつ、子供、保護者に寄り添って話を聞く、それから教員にも話をすることとを続けることでほとんど、七、八割それぞれの当該の方々が問題の解決の起点に立ち得るというようなことで、そういった機関が今までなかったなと私はこの二年半の経験で思っているわけです。

○山下栄一君 川西市の場合は、三人のパーソンというのは、きょうお見えの瀬戸さんは弁護士で、あとは大学の先生、児童福祉、保育等の専門の先生、もう一人の方は障害児教育の専門家という三人の方がパーソンだと。それ以外に、条例なんかを見ますと、それを補佐する五人の調査相談専門員がいっぱい。五人の方の選ばれ方ですが、専門的な分野、教育とか福祉とかいろいろあると思うんですけど、こういう活動をするのにふさわしい専門性を持った人はどういう専門分野なのかということ、このパーソンの方とそれを補佐する役割というの也非常に重要だと思うんですけど、そのことをお聞きしたいことと、そ

れからこの条例のパーソンの制度は行政機関の中どこに位置づけられるか、市長の附属機関というふうにここに書いてありますけれども、市長の附属機関がいいのか教育委員会の附属機関がいいのかということ、これも大きな観点だと思んですが、その二点、ちょっと教えていただけたらと思います。

○参考人(瀬戸則夫君) 専門員は週四日詰めておりまして、基本的に電話相談をとりあえず彼らがやるわけですが、大学修士課程卒業以上ということ、それからそれ同等の国際的な子供にかかわったとか、そういったような一定の基準を設けておりまして、公募して試験で選ぶというふうなことになるっております。今までは小児科の医師と、それから教育学の非常勤講師と、それから国際子どもらも権利関係のNGOの専門家というふうな方が選ばれております。最近、一人、小児科の方がアメリカへ留学されて、女性一人だけ、別の方に変わっております。

それから、二つ目ですけども、市長の附属機関が教育委員会の附属機関かということですが、私は条例の検討委員会のメンバーでありまして、当初、実は教育委員会の附属機関ということで条例の案としてはつくっております。それは、私自身とかほかの皆さんもそうですけれども、いじめ問題を契機にして、そういった機関が必要だという問題発想から条例案として提起されたわけですね。ところが、市議会の中で、教育委員会、学校だけなのかというふうな素朴な疑問も議員の中にあったんだらうと思います。結果的に市長部局に置いて、教育委員会の方は教育委員会の規則でこの条例について最大限尊重するという形でブリッジして、教育委員会も一定程度拘束を受けるというふうなことになっております。

その功罪ですけども、今この二年半やって、案件が多いのは、当然というか学校問題、教育委員会の関係でございます。それで、それに就いては私も結構一定の効果を発揮しているというふうに思っております。

ただ、子供の問題は常に、先ほども申し上げましたように、医療の問題、それからもう今は絶えず児童相談所との絡みが特に小中の場合には非常に多くかかわっております。そちらについてどれだけの十分なことがいえるようなことは、課題は私も抱えておりますけれども、子供の問題について私も逃げずに全部やります、可能な範囲で対応しますという姿勢が例えば多くある学校の問題についても一定の力を発揮するんじゃないかということ、結論的には、結果的に教育委員会のことが中心であるけれども、場面を限定せず全領域というふうな条例づくりをしたという議会の決定は私は非常によかったと思っております。

○山下栄一君 ありがとうございます。あと二つ質問させていただきたいと思っておりますけれども、私は、教育の世界、学校の世界には権力的措置は基本的にないというふうな思いがあります。権力というのは外から押しつけるわけですから。教育というのはやっぱり、太陽と北風じゃないんですけれども、内から解放していくという、そういう考え方が子供の内発性を大事にするというか、そういうことが大事だということに思うわけです。

理想どおりなかなかうまくいかない場合もあるわけですけども、基本的に学校現場では権力的措置はなじまない。しかし、非常事態、先ほど木村参考人もおっしゃってございましたけれども、非常事態のときにはやはり秩序をしっかりと守らなければ、子供の命を守らなければならぬという、そういう観点はどうしても必要なわけで、それを忘れてしまうと教育それ自身が崩れてしまうという面もあるわけです。

したがって、例えば出席停止処分というのは、特にこれは義務教育においては、学校に行かないやいかぬという一方で学校に来るなという処分です。これは非常に慎重でなきゃならないという、そういう議論が成り立つわけだと思えます。私は、問題行動を起こす子供、これはどんな子供も起こし得る、自分の子供も起こし得るとい

うことを忘れてはならないというふうに思っています。別の何か特定の方、特定の子供だけが起こすものでも何でもありません。今はそんな時代環境だというふうな中で、この出席停止処分というのは発動するまでが勝負だと。それも、学校現場だけで努力するのではなくて、地域の総力を挙げて取り組みが大事だと。それほど今教員自身も苦しんでいる、学校任せにされてはならないという、そういう状況だと。みんなの、地域の、警察も含めた、児童相談所も含めた、また地域の工場の経営者の方も含めた、それこそさまざまなサポート体制、それが、文部省でも学校サポート委員会、サポート体制というふうなことが今一生懸命言われていると思うんです。

そんな中で、実際、学校現場で教員が子供をいじめたり体罰をしたり、そんなことも起こるけれども、受けた方の子供はそれを訴えていく場所がない。学校は行政機関という面は少ないわけですが、行政不服審査の仕組みも教育現場にはない。処分の仕組みだけは学校教育法二十六条にある。それを今回、二十六条の改正で手続のことが規定されたことは私はすばらしいことだということに思いますが、子供の意見を聞くということに法律では明記されていない。それを教育委員会規則なんかでこれから運用面と先ほどもおっしゃっていただきましたが、検討され、そうなるというふうには私は信じておるわけです。

そんな中で、私は、この川西市の子供とか保護者が持つていきようがなかったその受け皿として極めて大事な部署ができたという意味で、非常にユニークだというふうな評価しておるわけでございます。そんな意味で、私も推薦させていただいて、きょうは川西市の方から来ていただいたということでございますので、ちょっとお話しさせていただきます。

木村参考人にお聞きしたいと思います。先ほど体験学習のお話をされました。また、健全な職業観、勤労観の養成は特に今の日本の教育システムでは極めて重要だということを前から木

だけれども、知的学習と体験学習を両方しかりやるのが物すごく大事だというふうに思っています、それはどこでやるんだと。もちろん学校現場でもやるけれども、社会の中でそういうものを、なかなかコミュニケーションが崩れていますから難しいわけですが、それをつくり上げていくことがお父さん、お母さんをサポートすることになっていくし、教員もサポートすることになっていくというふうに思うんですね。

やはり日本の社会で欠けておりますのは、今、例えば一つ体験学習をとりますと、そういう体験学習を子供たちにさせる社会の仕組みが非常に乏しいということだと思います。

○山下栄一君　ありがとうございます。

○畑野君枝君　日本共産党の畑野君枝でございます。

まず初めに、私は学区の規定廃止の問題と出席停止の問題について伺いたいと思います。

そういう点から一層私は危惧の念を持つわけですが、この点に触れられていらした佐賀先生は競争教育の激化という点との関係で学区の規定廃止をどのようにお考えか、その点をまず伺いたいと思います。

平成十三年六月二十五日【参議院】

そういう点では、そもそもこの学区というものが決められた背景を見えますと、それは三つの点に根拠があったというふうに考えております。

一つは教育の機会均等。それからもう一つは、過度の競争をなくし学校格差をなくする、入学競争の弊害を排除するという点です。それから第三点目は、地域発展との関連というものがあったというふうに思います。

実はこれは世界的に例がないというふうに言っていましたように、わずか一〇%の生徒が競争的な

そういう中で、日本の中ではわずか一点や二点でどの学校に入るかが人間の値打ちを決めるような、こういう形になっております。ある高校生は、この制服を着て町を歩くことが恥ずかしくて仕方ない、どうして私はこんな制服を着てこの町を歩

では、そういう高校に行けば、学力のある者は退屈だし、学力のない者はついていけないという

○畑野君枝君　二つ目に、出席停止の問題ですけれども、現行法でできるというお話もございました。

そこで、瀬戸先生と佐貫先生に伺いたいんです

一五

ポイントがありまして、出席停止以前の課題と
いうのももちろん深く家庭と教員の側に両方ある
わけですけども、そのために日々私どもは関西
の地でやっているわけですけども、その課題
と、いわゆる出席停止というんですか、一定程度
のかかり重い問題行動を学校の現場で起こしたと
きにどうするかという対応の課題があると思うん
です。

私は、ずっと体罰問題から十五年前入っており
ますので、やはり小中学校についてそういう一定
の重い規律違反をしたときにどういう対応をする
かが教員の裁量の中に全部任されているというこ
と、これ自体はいいことだとは思っています。ただ、
現実に中学校なんかの現場を見たときに、それで
対応できないのじゃないかというようにももた
ず、特に課題を抱えた子供、課題を抱えた家庭
にどういった形でケアするのかというときに、こ
ういった出席停止という制度が、いわゆる罪を憎
んで人を憎まず、先ほどの太陽と北風政策とも同
じ意味なんですけれども、結局、問題を起した
ときに、その問題がよくないということとはきち
り理解してもらい必要があるわけですけども、
それに対してその人の気持ちに寄り添いつつ、問
題を起した人、問題を起した子供を抱える家
庭こそ、そこにきちりしたケアが必要である
というふうな思いなんです。

ですから、私としては、出席停止についてきち
んとしていただくというよりはいいことですし、
なおかつそのことを排除じゃなくて課題を抱えた
子供、家庭に対するケアのきつかけとして位置づ
けていただきたい。そのためには、今のこの法律
の決め方、決めた後の云々では全く不十分で、排
除にしかならないということを危惧しているわけ
でございます。

○参考人(佐賀浩君) 私は、その前提として、今
日の子供の問題をどうとらえるかということから
少しお答えしたいと思うんですが、今日の子供事
件の特質として、この子供たちは何か目的があっ
て人を傷つけたりにしているのではない、むしろ自

分自身を破壊させたい、あるいは世界が破壊して
ほしい、そういう思いでこの行為に至っている
ということが指摘されています。

例えば、人を殺してはいけない理由というもの
が議論になりました。この子供たちも、ペーパー
テストでこのことは正しいかどうかといえ、丸
をします。でも、いろんな状況の中で、
おまえなんかこの世に生まれてこなければよかつ
たんだというメッセージを日々受けている中で
は、こんな世界は破壊してしまえといったときに
は、そういう当然の道徳律というものを、社会的
にはあるとしても、何で僕がその道徳律を引き受
けなきゃいけないんだという、そこところが今
子供たちとして引き受けられないということが
最大の課題だということに思っています。

現場ではどういう実践をしているかといひます
と、ある教師は、そういう子供たちに毎日日記を
書かせたりしながら、その子供たちが心を動かして
いる場面を見つけて出し、そしてその心が動いて
いる部分に教師が、ああそんなことがあったの、
そんな苦しいことがあったの、そんな楽しいこと
があったのというふうな、自分の心を寄せながら
人間として共感をしている部分をどんどん広げ、
そして自分で意識できるようにし、周りの子供
も、ああ何々ちゃんはそのことを考えている
の、親もうちの子供はこんなことを考えていたの
かという、そういう心の共感を次第に広げること
を通してクラスの中でその子供の位置をみんな
で見出し、やっぱり生きていてよかった、みんなが
自分を支えてくれるというふうにして頑張って生
きようという気持ちをつくり出す、そういうこと
を通して、社会の中で一緒に生きていくためには
人のことも大事にしなきゃいけないという、先ほ
ど言った社会的道徳律を引き受ける勇氣といひま
すか、生きる意欲を回復することでその子供がし
っかりみんなと一緒にやろうというふうになつて
くる。

ただ、今日の子供たちの困難は、ただ道徳律を
やっていないから、そういう人間としての思いを

引き出すことで人とつながるという意欲をどう出
せるか、ここが基本だと思えますから、そういう
点では、管理し、ある基準でやるんだということ
ではなしに、子供たちを人間として大事にする、
これが基本だと。そういう点から、法案について
は先ほど述べたような考えを述べさせていただい
たわけですね。

○畑野君 次は、三つ目の問題として社会奉
仕体験活動なんです。衆議院で修正されまし
て、「ボランティア活動など社会奉仕体験活動と
いうふうになりました。この社会奉仕体験活動は
評価の対象になるという衆議院の議論、答弁もご
ざいました。私はボランティア活動というのはま
さに自発的に評価の対象にならずに行われるべき
だということに思っています。そういう点で、どのよ
うに子供たちの成長にとって見ていく必要がある
のかということについて佐賀先生に伺いたいと思
います。

あと、小林先生に伺っていないので、その点、
御意見がなければ結構ですが、もしあればお願い
いたします。

○参考人(佐賀浩君) 自身は、子供たちが社会
に参加し、社会のさまざまな大人の営みに参加し
ながら、そしてその中で何が問題になっている
か、大人たちはどうやって生きようとしているの
か、どういう努力をしているのか、先ほど言いま
したが、大人の正義というものを発見するという
ことが非常に大事だと思っています。しかし、それ
は、子供たちがそこに自分で興味を持っていく、
そして自分で課題を発見したり、大人のそういう
正義を発見していく自主的なものでなければいけ
ないと思っています。

私は、そういう点で、日本社会は残念ながら子
供たちの自発的なボランティアを組織しにくい社会
だと思っています。率直に言えば、大人がボランテ
ィアをやっているわけではないですね、日本は。それ
で、そういう中で子供にボランティアをやらせるため
に、子供はやりたいと思っていないのに、結局、
義務でやらせるしかないという矛盾をそのままに

しておいてボランティアを子供だけに強制する
というのは、これは逆転していると思うんです。

だから、そういう意味で、学校の教師たちが大
人と一緒にどうやって子供たちに今の大人の
正義を見せるか、そういう工夫をそれぞれの
ところでまず自発的にやって、そういうことをどう
制度化していったらいいかを考えるべきだと思
うんです。そういう点では、今の発想は逆転してい
るというふうに考えております。

○参考人(小林道正君) 私も今の佐賀先生の御意
見に賛成で、先ほど木村先生はイギリスの話をさ
れましたけれども、アメリカでもそうして、地
域ぐるみでのボランティア活動というのは当たり
前なんです。それが日本では今言われたように一
般化していない。ボランティアというのは、今、
畑野先生も言われたように、全く自発的な行為な
わけですね。自発的な行為を法律でやりなさいと勤
める、あるいは強制するということは全く矛盾し
ているわけですね。自発的なことをやれと言われ
たら、これは自発的じゃなくなってしまうわけ
です。

ですから、こんなボランティア活動を、社会奉
仕を法律の中に入れるということは論理として私
はおかしいと思います。

○畑野君 四番目に伺いたいのは、指導が不
適切な教員の問題です。

これについてはいろんな心配が出されておしま
す。特に今回、本人同意なしで免職、転職になる。
委員会の中では、転職先は本人に合うところがな
ければ結局免職だ、こういう話でありました。こ
ういう問題を含めて、排除でなく相互支援が必要
である、あるいは職場の同僚の援助が必要である
という参考人からの話もございました。

そこで、この点に触れられた瀬戸先生と佐賀先
生、それから発言されていない小林先生からも
御意見があれば伺いたいと思います。

○参考人(瀬戸則夫君) 先ほど申し上げましたよ
うに、私自身、直接余り教員の云々と言う資格が
あるとは思っていないんです。ただ、私ども、教

育現場について八割が学校教育の係だと申し上げましたけれども、それについて必ず当該の教員がどうだということは常に出てくるわけですから、攻撃を受ける場合も含めて。

そうすると、この前も実はマスコミ報道された事件がありますけれども、ある小学校での体罰なり作文の問題で全国報道されたわけですから、私も、そのときに教員とお話ししたときに、私も、私どもを援助してくれるところはないんですかと言うんです。私も、別に攻撃しているわけじゃなくて、事情を聞いてそれなりの理由は認めつつも、やっぱりこの点は問題ですねというふうにするわけですから、でも、いみじくもそうおっしゃいました。それと、例えば学級崩壊なんかも、結構そういう相談も来ます。

確かに、教員にもいろいろな方がおられる。問題教員と多分言われる、レッテルが張られやすい方でも、やはりきちんと周りの教員集団、それからいわゆる校長なりとの関係がうまく機能すれば十分力量を発揮する方もたくさんおられます。その辺がなしに、何か変わったというふうなレッテル張りの中で不適切教員というふうなことを張られるということを非常に危惧するわけです。

きちんと力の発揮できる教員もたくさんおられて、それに対して、子供と家庭に対する援助ということも私も強調していますけれども、教員に対しては、今以上に十分力を発揮できる教員が大部分だと思えます。その点を配慮していただきたいと思うわけです。

○参考人(佐賀浩君) 私は、ある時点で指導力がある意味で失ったといえますか、そういう教員が生まれることに対してどう対処するかということには真剣に考えなきゃいけないと思うんです。その際に、私は教員を評価することは必要だと思っています。ところが、今この評価はいわば縦の評価になっています。そうしますと、これは校長や教育委員会というものの対してその命令に忠実に従うことで、私は何とかやる力量がありますよとい

うことを証明する形になります。でも、これは、先ほど言いましたように、今日の管理的な学校のシステムをむしろ強める形になります。

そうではないに、私は横の評価でもってそれを克服していくことが必要だと思えます。横の評価とは何か。それは、教員の間で議論をする、そしてここがおかしいじゃないかということをして批判し合うということです。そのためには教師の自由がないといけないです。そして、批判されたら皆で援助するという余裕がないとだめです。それから、横は、親も含んで、親も参加して、いや、やっぱり先生こそがまずいんじゃないか、だめならこういう援助をしますよと。その横の評価でもって克服していく。

縦の評価ではない、横。評価が要らないのではない、そのことを強調したいと思えます。

○参考人(小林道正君) 私は、数学教育をやっている非常にこの件で危惧をしていますのは、数学の教え方で、タイトルといまして、正方形のものですけれども、これを使った授業というのが非常にわかりやすいということで、遠山啓先生初め、戦後普及したんです。でも、教育委員会はこのタイトルを使うのは赤だということで、非常にわかりやすい教え方に対してそういうレッテルを張ってきたわけですよ、長年。今でも学校ぐるみでそういうことをやりますと教育委員会が文句を言うてくるわけですね。

ですから、教育委員会の一存で、不適切だといふときに、そういうものまで入れられる心配はないのかなというのを私は非常に危惧しております。

○畑野君校君 時間が参ってしまいました。

木村先生に飛び入学の問題について伺おうと思つていたんですが、先ほどいろいろと詳しくお話を承りました。小林先生、佐賀先生からもその問題がありましたので、先ほど活発な議論を拝聴させていただきました。

どうもありがとうございます。

○日下部博代子君 きょうは、四人の参考人の皆

様、大変興味深い示唆に富むお話を本当にありがとうございます。

さて、今回の法改正は、御承知のとおり、内閣総理大臣の私的諮問機関である教育改革国民会議の最終報告に基づいたものでございます。

まず最初にお聞きしたいのは、これは四人の参考人の皆様にお聞きしたいのでございますが、そこで十七の提案がなされております。きょうはこの国民会議の提案そのものの審議ではございせんけれども、この法案のもとになりましたこの十七の提案につきましての御感想を四人の参考人にまずお述べいただきたいと存じます。

○参考人(木村孟君) 先ほど教育改革国民会議の議論の性質についての問題点の指摘がありました。が、繰り返すことになるかもしれませんが、私自身とはにかく日本の教育をよくするためならどんな場でもよろしいということで議論に参画いたしました。

十七の提案をよく見ていただきますと、確かに具体的な提案として出ておりますが、その伏線は、いろいろな審議会、主に旧文部省の審議会でありますけれども、そういうところで議論がされたものの具体化だということに申し上げることができると思えますし、私はそういうふうな解釈いたしております。

○参考人(小林道正君) 中に書かれていますこと、貴重な提言もたくさんあると思えますけれども、性格として教育改革国民会議というのは首相の私的諮問機関ということですから、やはりこれを直ちに法律案にするということは私は賛成できません。

何のために一月に法改正をして、今まで大学審議会とかいろいろあったのを新しい中教審に再編成したのか。すべて教育の問題はここで議論して、合意を得て、それで法案にするものとするという手続が私は必要だと思えます。何のために中教審があるのかと。ここを抜かして今回提案されていることに、私は法案のつくり方について非常に疑義を抱いております。

○参考人(瀬戸則夫君) 私は総論的に余り意見を申し述べない立場にはないとは思っているんですけども、日本社会の改革のためにさまざまな御提案を行っております。それ自体については素晴らしい提案もかなりあるんじゃないかと思えます。

ただ、ちょっと感じているのは、三枚目の裏にある、問題を起す子供への教育の問題なんですけれども、私は少年法とか児童福祉とかそちらの方の分野でございまして。少数者、問題を抱える人たちにどう対応していくかという視点で私は活動していますから特に思うんですけれども、いわゆるすくれた、希有な才能をどう伸ばしていつて日本社会に資するかという視点は非常に重要なことだと思えますが、他方、それによって、それが十分に発揮できない、課題を抱えた子供とか親に対してどうするのか、その視点が私はちょっとないような気がします。ちょっと外れたやつは全部問題児じゃないかということに、特にこの表現はどうも非常に寂しいというか、不十分じゃないかなという感じがします。

そういったすくれたことと、それに対してやっぱりいろんな、少数かもしれないけれども、課題を抱えている子供たちに対してどう配慮していくかという視点もあわせてやらないと、教育現場としては非常にアンバランスなものというふうな感じになるんじゃないかと思っております。

○参考人(佐賀浩君) 包括的に見ますと、率直に言いますと管理主義と競争主義という問題が全面に出てくるというふうな感じがします。今、教師が困難を抱えている中で、どうして教師にもっと自由と時間的余裕、そして三十人学級というふうなものが書いていないのか、これは理解に苦しむところでもあります。

それから、世界の教育改革を見ますと、参加ということが当然の動向になっております。しかし、この中では参加ということがほとんど触れられていません。そういう点では、世界の教育改革の動向からしてもこれは大きな疑問があるというふうには私は思っております。

○日下部槽代子君　ありがとうございました。

ところで、今私どもが審議しております三法案というのは、国民会議の最終報告に基づきまして文部科学省の二十一世紀教育新生プランの第一ステージ、その中で緊急に対応すべき事項という形でこの三つの法案が上程されたわけでございます。

そこで、お伺いしたいのですが、果たして今回この三法案に盛り込まれたこと、特にきょうの参考人の皆様の一 番焦点にもなっております飛び入学、あるいは社会奉仕の問題、あるいは問題を抱える子供の出席停止の問題、さらに指導力のない教師の配置がえというような、これらのことが果たして日本の教育改革にとって今最もしなければならぬ、最も緊急に対応すべきことであつて、それを法制化しなければならぬということ、そこに意義を見出されるかどうかということについて、木村先生と小林先生にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(木村孟君) 確かに御指摘のとおり、このほかにも日本の教育をよくするためにやらなければいけないことはたくさんあると思いますが、私は今、議員がお挙げになった点を具体化するだけでも随分よくなるのではないかとというふうに考えます。これを単独にお挙げになりましたけれども、実際は全部が関係していることでありまして、そういう意味からいうとやっぱりシステムでやっていかなきゃいけないんですが、提案としてはどうしてもこういうアイテムごとになってしまふということはやむを得ないのではないかと思っております。私はこれを実質化すればかなり日本の教育というのは変わるのではないかと信じたいと思います。

○参考人(小林道正君) 私は、こんなことを緊急にやるぐらいでしたら、もっともつとやつてほしいことはたくさんあると思うんですね。教育というのは何をもつても自由ということがないといけないと思うんです。先生方がどうやつて教えたならわかるんだらうという研究する自由、だからもつ

と議論する自由、これがなければ、何を教えるかという自由がなければ発展しないと思うんですね。

アメリカでもイギリスでも、国で教育内容を決めているなどということはないんですね。つまり、学習指導要領というのはイギリスにもアメリカにもないんです。これをまず外していただきたい。それから、もちろんそれに基づく教科書検定制度などというのはないわけです、アメリカにもイギリスにも。全く自由に、先生たちが立派な教科書、こんな分厚い教科書を、カラー入りのきれいな、生徒、学生にわかりやすい教科書をたくさんつくっていらつしやるわけです。日本ではこういうことが許されていないわけです。

・ですから、緊急に私がぜひやっていただきたいことといえば、まずこれを外して教育に自由を、教育改革とか規制緩和ということを言われるんでしたら、まずこの規制、強制をやめていただきたい、もつと各都道府県、各教育委員会、各学校、各先生に自由を与えていただきたい、これが緊急にやっていただきたいことだと私は強く思っております。

○日下部積代子君　今の問題でございますが、佐貫先生、いかがでございますか、これこそ緊急だと先生が思いになるもの。

○参考人(佐貫浩君) この中で書いてあることが

そうだと言えばそうなのですが、第一は、今子供をどう育てるかということとは日本社会が抱えている非常に緊急な課題だと思います。すべての親が今、子供を育てることが恐ろしいと、そういう気持ちを抱いて子育てに臨まざるを得ない。学校が力を持ち教師が力を持つということは本当に切実な願いです。そのために必要なこととしては、教師の数をもっとふやすということです。そして、教師が子供のことを考えるためには余裕がないとだめです。

ところが、私の妻も教師をしておりますが、中学の教師ですが、本当に熱心にやろうと思ひますと、夜八時、九時、普通に帰ってくる。そして、

給食が食べられない、昼間生徒指導で走り回っていた、家に帰っておなかが減ってしょうがないという、こういうのが現状ですね。ですから、そういう中で優秀な頑張っている教師がいても、あの先生のまねをしていたらつぶれちゃうという形で、すぐれた教師がみんなのお手本にならない、そういう形になっています。

そうではなしに、すぐれた教師がいたらみんな
でその人を中心にしながらこれをやっているように
やないかというふうに言うためには、余裕がない
とだめです。私も大学で学生を教えております
が、余裕があつてよく準備できたときには本当に
自信を持つて授業できます。でも、今の先生方は
それができないと思うんです。だから管理だとか
点数で子供を勉強に向けるということしかできな
い、それが結局指導力不足の教員を生み出す根
拠的な原因だというふうに思います。

その部分を変えていく、そしてそういう教師を校長先生が支援し、そしてみずからもどうやったら授業がよくなるのだというので一緒に頑張って協力をしていく、こういう状況をつくり出す。そして、困難ではあるけれどもそういう教師をみんなが支える、そういう意味で学校をオープンにしていく、こういうことがまず第一に取り組まれるべき基本ではないかというふうに思います。

○日下部禮代子君　ありがとうございます。

今、非常にさまざまな問題を御指摘いただきましたけれども、その中でも飛び入学の問題がございます。その飛び入学の導入といひましようか、その目的というのが一人一人の才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成のためであると、そしてそれが個性を伸ばす教育システムの一つであるという形で位置づけられているわけでございます。御承知のとおり、教育というのは英語で言えばエデュケーションでございますが、その語源はエデュース、引き出すという意味であります。引き出すということであるにもかかわらず、日本の場合、教育というのはどうも与えるということ、逆さまの形で教育というものがとらえられてきたと

うな気がするわけであります。

もともと教育というのは引き出す、つまり一人一人の才能をいかにして引き出すかと。もうわざわざ言わなくても、教育そのものの目的というのは一人一人の才能を伸ばすことであるべきだと思ふんですね。ところが、日本の場合には非常にそれが今までどういうわけか、教育という日本語の漢字にもございいますように、何か教育を教へ込む、与えることというところに錯覚をされてきたのでございまいしうか。そういうことから考えますと、今こそ、先生方がおつしやいましたように、教育の原点、つまり教育というのは一人一人の才能をいかにして引き出し伸ばすことかという、そこに戻るべきだというふうに思ひます。

そう思いますと、一人一人の才能を伸ばす、その創造性に富む人間を育成するというところで飛び入学というのがあたかも今最も緊急に必要であるというふうに挙げられているのに対して、私はやはり疑問を持つのであります。いかにしてその一人一人の才能を伸ばすための仕組みをつくるかと。

例えば、小学校なんかにおきまして日本で見られた風景、一斉授業といましようか、そういう風景。それからまた大学におきましては、私もイギリスで教育を受けた人間の一人でございますけれども、やはり一対一、スーパードバイズとかキュートリアルとかいう、そういう形で一人一人を大切にするという形で教育がございます。

そういう仕組みを日本で今導入するというのと、それを可能にするシステムをつくり上げる、そのための発想の転換とシステムの転換こそ必要だというふうに私は考えているのでございますけれども、そういうことを含めまして、もう一度飛び入学の問題に關しまして、木村先生、小林先生に御意見を承りたいと存じます。

○参考人(木村孟君) 現在議論されておりますのは、飛び入学という、先ほどもちよつと話が出ましたが、早く行くことだけが議論されている嫌いがありますけれども、中央教育審議会の答申を諒

んでいただきますと、発達段階が子供にとって違うわけですから、ゆつくり進む子に対しては十分配慮するというふうなことが詳しく書いてござい
ます。今回、教育改革国民会議ではそのところは
は出まんでしたけれども、私のスタンスはそう
いうことでありまして、それぞれ発達段階に応じ
た教育を与えるということだというふうに考えて
おります。

ただ、今、議員がおっしゃった英国のシステム
を日本でやるためには、膨大な予算措置といいま
すかお金が要るわけですね。御承知のとおり、日
本は、有馬先生がよくおっしゃっていますけれど
も、高等教育への支出はGDPに対して〇・六％
か〇・七％と先進国の中でも実に惨めな数字であ
る。それから、先ほど御質問で、今提案されてい
るようなアイテムを実行したら日本の教育はよ
くなるかということで、申し忘れまされけれども、
やはり教育にはお金をかけるということがどうし
ても私は必要だと思ひます。

そういう意味でいいますと、日本は教育大国と
言われていますけれども、実はそうではなくて大
変貧困な国に成り下がってしまったというこ
とを痛切に感じておりまして、やはりその辺でお
金をかけて一人一人の個性、能力に応じた教育を
展開するべきだと、これは理想論かもしれませ
んが、私はそういうふうに考えております。

○参考人(小林道正君) 私は憲法とか教育基本法
で教育の平等とか機会均等と言われているのはそ
のとおりだと思ひます。だけれども一方で、
みんな個人個人違うわけですから、持っている能
力も違うわけですから、それを最大限伸ばしてや
る、これこそ先生も言われたような教育の本来の
目的だと思ひます。ここをどうやって折衷さ
せるかということで、国民として必要な基本的な
事柄というのはやっぱりあると思ひます。すね、
これは全員がやってもいいわけですから、これ
も、その上は本当に個人の自由、各大学、各小学
校、中学校、高校の自由でやっていただく、ここ
のところをはっきり分けてやっていただきたいと

思ひます。

特に、イギリスの場合ですと、小学校で英語の
授業、国語の授業をやります。ところが、
バイオリンの先生が外部から来て教えるというこ
とになります。それをやりたいという子は
その授業を抜けていってやっています。こ
ういう自由があるわけですね。そこで学校の中
でも能力を十分伸ばしていける、そういうシス
テムはもう小学校からずっとあるわけですね。日本では
そういうことを認めていない、さつき言われた
一斉授業ですから。イギリスの小学校では一
斉授業は基本的にはありません。先生もそう
なんでしょうか。それから、二十人以下です
よね。三十人以上というクラスはイギリスには
ありません。みんな二十人以下です。しかも、
その中を四グループぐらいに分けて、それぞ
れみんなそれに合った内容、合った進度でや
っているんですね。ですから、伸ばせる子は
幾らでも伸ばせるようになってい

日本でこういうことを小学校から順番にや
れるところをやつて、もちろん皆さん議論し
て合意された上ですけれども、やつて、その上
で飛び級飛び入学というのがあるということだ
と思ひます。

○日下部禮代子君 ありがとうございます。

○高橋紀世子君 高橋紀世子でございます。

参考人の皆様のお話、本当にありがとうございます。

今、登校拒否児の数がだんだんふえて、学校に
行きたくななくなっているお子さんが多いん
ですけれども、それはやっぱり学校のあり方に
何か子供たちの成長に合わないものがあるの
ではないかと思ひます。

そして、今度の三法案の改革なんですけれども、
非常に画一的な授業をずつとやってきまし
て、そして現場の先生方が授業の内容を決め
るというよりも、六法全書にも書いてありま
すけれども、文部大臣が責任を持って科目を
決めるというような条項がありますし、今、
沖縄から北海道ま

で文部省で決められた同じ授業をしています
けれども、子供たちを見ている教師の方々と
子供たちとが一体となつて、もう少し画一
的じゃない、それぞれの地域や子供たちに
合った勉強を始めることが必要ではないか
と思ひます。

今度の三法案ですけれども、やはり画一性
からいうと、文部省が法律で決めるわけ
ですから、どうしてもそれがまた画一性につ
ながって来ると私は思ひます。ポランティ
アの授業にしても、それから飛び級にしま
しても、国で法律として全国に進めるわけ
ですから、どうしてもその場所に合った、先
生方がこうしよう、ああしようという思
いで始めるのではないから画一的になつて、
やはりそこにはきまされたことをすると。

現場の生徒と先生方の活性化というの
ですか、主体性というんですか、これから
私たちで何かつくるといふことが置き去
りにされるように思ひます。すけれども、こ
の三法案と画一性のことについて、先生
方お一人お一人の感想を伺いたいと思ひ
ます。

○参考人(木村孟君) 画一性の問題は、
確かに非常に我が国の社会で重要とい
いますか、深刻な問題だと私は考
えております。

戦前の社会がどうであつたか私よくわ
かりませんが、多分、日本人の画一性とい
うのは戦後非常に顕著になつたのではない
かと思ひます。それはよく言われておりま
すけれども、戦争で全部なくなつてしまつ
て、とにかく欧米に追いつき追い越せとい
うことで、平均的なものから外れるものは
全部切り捨ててきたということではないか
と思ひます。

そういう意味でいうと、議員御指摘のと
おり、文部科学省でその法律を決める、そ
うするとします。画一性が増すのではない
かと思ひますが、そういうところがあると思
ひますが、しかしそういうものが現実にな
れば動かないような状況に日

本はなつていのではないかと思ひます。そ
ういうことで、もちろん百年ぐらいつた
日本人にもあるいは独自性が出てくるの
かも知れませんが、やはり教育の問題は
現在大変深刻な問題でございますので、
法律によつてきつかけを与えたいと思
ひます。そういうことは私は必要ではな
いと思ひます。

アメリカが急速に景気回復いたしました
のも、よく言われますが、そういう環境
をつくつた、雰囲気をつくつた、ことが
よく言われておりますので、やはり私は、
教育の分野においてもこれだけ深刻な
問題を抱えておりますから、雰囲気なり
環境なりをつくることを法律の形でやる
のはやむを得ないのではないと思ひま
す。

○参考人(小林道正君) 今、先生御指
摘のように、本当に画一的なのは日本
だけだと思ひます。アメリカやイギリス
を見ても、本当に教育は自由になつて
います。教える内容についても、アメ
リカですと各州で全部やっていますし、
その州で決めたのも各学校でかなり自由
に変えられるというふうになつていま
すので、日本国全部で、さつきも言
われたように、沖縄から北海道まで全
部同じ年に、同じ月に、同じ内容を
教えているなんて、こんなことはお
かしいわけですね。その県なり学校
なりの実情に合った進度なり、教え
方なり、内容が当然あるわけですね。

イギリスに行つているときに、これを
イギリスの方に説明したら、そんなこ
とがよくできるね、何か全体主義の
国じゃないの、日本は、というふう
に皮肉を言われまして、教育は自由
なんだよと言われて、本当にちん
ときた記憶があるんですけれども。

それから、画一的ということで、た
だいま発言する機会がなかつたんですが、
児童の出席停止などというの、今
あるのでこれで十分なわけですね。
あとは市町村なり教育委員会なり
が具体的にやればよいことで、こ
れをさらにこんなに細か

く規定する必要がどうしてあるんでしょうね。こんなことをやらなければ今どうしてできないんでしょう。この三行だけじゃどうしてできないんでしょうね。これが私は理解できないんです。出席を停止するなんていうのは教育としておかしいと思うんですよね、現行でも私は疑問を持っていますけれども。

教育というのは、学校に来て勉強して、何かおかしいことをしたらそれをどうしようかというので、学校へ来なくていいよと言ったら、これは教育のもう外になっちゃうじゃないですか。教育というのは、そういう子も含めてどうやっていくか、もちろん学校だけじゃだめかもしれないけれども、先ほどありましたように、地域、市町村、いろいろ含めてですけども、これを抱え込んでどうやっていくかという新しい法案がつけられるならともかく、出席停止の条件を細々と新たにたくさん規定するなんていうのは私は本当に理解できないんです。

○参考人(瀬戸則夫君) 画一性の問題ですけども、ただこれは外から見ているとそう見えるわけでありまして、子供は実はかなり画一性の面を持ちつつも、今の大人よりはもっとより独自性、個性が強まっていると見るべきだと思うんですね。ですから、私は子どもの権利条約のことを申し上げていきますけれども、この後半のところでも、画一性ではない、子供にもうちょっと焦点を当ててやるべきだと思っています。子どもの権利条約が言っているように、子供の自主性、自立性の尊重ということをもっと正面からとらえてやっていけば、いろんな意味で子供たちにとっても生きやすいし、もっと生き生き伸ばすようなことになるんじゃないかと思うんですね。

もちろん、自主性の尊重が自由放題で学校がむちゃくちゃになっちゃうというふうに、現場を知らない方はそう思う。しかし、そうじゃないんですね。子供の方は現実を見ております。そのところややはりこの三法案の審議と、それから出た後の運用のところでぜひもっときちんと見据えて

やっていただきたいと思っています。子供の自主性というのは、単に自由気ままじゃなくて、自分と他人の権利尊重ということですから、そこには当然規範も重要な問題としてあるわけですね。そのところをぜひ正面からとらえていただきたいと思っています。

○参考人(佐賀浩君) 画一性の原因については、私は四つあるというふうに思っています。

第一点は、日本の場合は学校のありよう全体が非常に法的に細かく規定されていて、学校でそれぞれ自主的に行うことが非常に難しいという点です。

二つ目は、競争それ自身です。例えば、受験を直前にしてきますと、どうしても試験に受からなきゃいけない。ところが、日本の試験は記憶だけを試すような面がありますから、暗記と記憶に頼る勉強をどうしても最後はやることになります。そうしますと、本当に知識を身につけて、それで自分の力を多様に発展させながら物事に取り組みという、そういう創造的な能力が非常に育ちにくくなります。そして、個性を伸ばすために競争を多様化するということがいろいろ言われますが、これは実はそう機能していない、私の言葉で言えば、多様な画一性が進むだけになっているというふうに思います。そういう点では、小さいときの競争それ自身が人間を画一化している。

三つ目は、その多様性をつくり出すためのゆとりがないということです。教師の指導がゆとりがあって、教師がたくさんいて、子供が問題を起こせばそこに行つて個別の指導ができるというところがなければ、この画一性は打ち破れません。四十人を一週にまとめてやるというふうになるから画一性が生まれるんです。

最後は自由ですね。これは教師の自由ということもありますが、子供の自由という問題も非常に重要です。

例えば、国旗・国歌法が通過いたしました、それに基いて今全国で行われていることは、卒業式等に国旗・国歌を基本的に実施して、そして

国歌を歌うとか、そういうことがある意味で強制に近い状況になっています。しかし、子供の中にはこういう内容だと歌いたくないという気持ちがあります。そうしますと、たとえ教育的にそれが望ましいという考えがあっても、子供の内心の自由は守らなきゃいけない。それをこうするべきだというふうな教師がやったら、子供の思いを教師は封殺してしまふ。そうすると、子供は心を教師に対して開くということがなくなってしまう。

そういう点では、こういう子供を自由を奪う、それは教師の子供の内面に寄り添って指導する力量を奪ってしまう。こういうことが画一性を強める。そういう点で、私は、日本の教育のまさに特質であるこの画一性を打ち破るために、今の四つの点を改善することが非常に重要だというふうに思います。

○高橋紀世子君 ありがとうございます。

今、本当に校内暴力だとか登校拒否児だとか、いろんなことが曲がり角にきています。それを本当に解決したいんですけども、それがどうもあの三法案で決めて、画一的にそれこそ北海道から沖縄まで飛び級のこと、それから三つのことを決めてしまったら解決するというふうにはどうしても私は思えないんです。

今、佐賀先生がおっしゃったように、いつでも相談できるようにするということは先生方の数をふやすことだと思えますし、それからきめ細かい教育をするということとはマン・ツー・マンの時間が長くなるということですし、お金では解決できないかもしれないけれども、私はもう少し勉強しなきゃいけないと思います、教育のところにお金を使っていないように思えて仕方がありません。

私もアメリカの片田舎で子供を教育したことがあるんですけども、本当に名もない公立でも十五人のクラスだったり、先生方が一人一人に声をかけたり、それから科目の選択制度がたくさんあって生徒たちが選べたり、何か先ほどおっしゃった自由とか自主性とかというのは、どう考えても

法律で三つ決めてあいうことででき上がっているものではないような気がしてなりません。

やはり違うやり方で日本の教育を変えたいとか、学級が小さいのもそうだし、文部省が全部カリキュラムのことに指示を出すのも余りいいとは思わないし、今、子供たちのあれを変えたいということは何かもう一つ違う、もっときめ細かい先生方と子供たちとの接触というか、何か違うように思うんですけども、その辺、もう一言ずつ御意見を伺えるでしょうか。

○参考人(木村孟君) 先月だか今月だかちょっとはつきり覚えておりませんが、IDEという雑誌で、変わる高等学校という特集をしております。それを見ますと、研究者がかなり地道な研究をやった結果が発表されておまして、大体二十年前と二、三年前の高校生の意識調査、先生方の意識調査が出ておりますが、確かに若者の行動なり考え方が大きく変化しております。

そういうことでいいますと、どうしても我々教育界にいる者は今までやってきたシステムがいいというふうな思いがちでありますけれども、そういう現状を見ておきますと、やっぱり教育のシステムそのものを多様化した子供たちに合わせる必要があるのではないかと。そういうことからいって、もっと大きな資金を国として教育につぎ込むことが必要であると思えます。

一つ、非常に最近、目からうろこが落ちたことがございます。それは、私、中教審にずっと関係しております、ヒアリングをしたときに、少年犯罪の専門家から、一九九八年に向かって未成年の犯罪が猛烈にふえているというところで、一九九九年ぐらいいは爆発的にふえるだろうということでも私も心配しておりましたが、最近、統計を見ますと、九九年にシャープに下がっております。これは、中教審初めと申し上げるとちよつと言い過ぎかもしれませんが、日本の教育界全体がこういうことに取り組んできたために非常に好ましい傾向が出てきたのではないかと思います、やはりこういう取り組みというのは今後積極

○参考人(小林道正君) 政府が規制緩和とか構造改革とか自由化ということを言われているわけですよ。その中身はいいのと悪いのとあるわけです。教育の中身でも、基本的に私は自由化していただきたいとさつき申し上げましたけれども、私、発言する機会がなくて言わなかったんですが、例えば学区の問題でも、自由とはどこの学区でも行っているいいよという、これは私は自由じゃないと思うんですね。

イギリスでもアメリカでも、小中高、公立ですと、それは自分の行く学校は決まっているわけですよ。地域に密着した、その地域が全体になってすばらしい高校にしていこう、すばらしい小学校、中学にしていこうということで、みんなできつてきているわけですよ。あっちにも行けますよ、こっち行けますよ、これは私は自由じゃないと思うんです。こんな自由を私は言っているわけじゃないわけですよ。

教育で自由というのはやっぱり教育内容ですよ。ね。その学校なりその地域なり、その県なり市町村に合った内容、あるいはもつといえばその個々の生徒たちに合った内容ですね。それを先生たちが工夫して、どうやればこの子にはわかるだろう、どうすればこのクラスではわかるだろうという創意工夫をするその気構え、こういう力をつけなくちゃいけないんですよ。

こうやりなさい、こうやりなさいと決められて
いては、先生の能力は決して伸びないですね。
ですから、前にも言いましたように、指導要領の
拘束をやめていただければ、どの先生たちの能
力が伸びるか、これはもう明らかなことです。自
由がなかったら決して先生の能力は伸びません。

○参考人(瀬戸則夫君) 簡単に申し上げますけれども、私は今、多様化している子供と申し上げましたけれども、まさに子供は多様化しているわけですから、もう親自身が、既に今、学齢期に達している子供の親が多様化しているわけです。

ね。さまざま考えを持った親がいる、その中で子供より親と教員との関係について非常にぎくしゃくしているということが氣になるところであります。

きめ細かな先生と子供の接触のためには教員をふやしてほしい、それから地方にもっと任せてほしい、それから多様化した子供の自主性を尊重してそれを援助する、それから親も援助する、それから教員へも援助するというようなシステムを地方単位でつくっていただきたいと思います。

○参考人(佐貫浩君) 私は学校の自由ということが非常に重要だと思います。

小林参考人が述べられましたことで、二点だけちよつと訂正したいと思うんですが、イギリスでは学校選択が非常に広まっております。それから、ナショナルカリキュラムがございますので、ちよつと事情が違ふかと思いますが、しかし学校は非常に自由です。

先ほど言いましたように、学校理事会というのがございまして、ここで校長を選びます。したたがって、校長はその学校理事会、すなわち地域や親や教育委員会に責任を持って、教師に責任を持って、そして学校計画を出して、これだけのことは実現する。だからほかの先生も協力してほし

い、そして全体は規制緩和で学校は自由になっていますから、どういうふうに教育をするかということとはまさに校長が中心になつて学校で自由に決められるわけですね。日本はそこが全然違います。そういうシステムをつくらないと、地域が学校に何とかなつてほしいと思つても、みんなが参加してどうすればいいかという議論をする余地がないんです。そこを変えるということが私は非常に重要だというふうに思います。

○高橋紀世子君 ありがとうございます。地域性とおっしゃいましたけれども、地域が主体になるには地域がやっぱり発言する力を持たないと変わらないと思いますし、教育のことは本当に緊急に大変なことなので、私も一生懸命やりたいと思いますし、またいろいろ御指導願いたいと思います。

○委員長(市川一朗君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして御礼を申し上げます。次第でございます。

どうもありがとうございました。(拍手)
次回は明二十六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

六月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。

一、奉仕活動の強制等を内容とする教育改革関連法案反対等に関する請願(第二二六二号)
(第二二六三号)

一、サッカーくじの実施方法を再検討すること
等に関する請願 第二三〇号(第二三三一
号)(第二三三二号)(第二三三三号)(第二三四
四号)(第二三四五号)(第二三四六号)(第二三
四七号)(第二三四八号)(第二三三九号)(第二
三五〇号)(第二三五一号)(第二三五二号)(第
二三五三号)(第二三五四号)(第二三五五号)
(第二三五六号)(第二三五七号)(第二三五八
号)(第二三三九号)(第二三六〇号)(第二三六
一号)(第二三六二号)

第二六二号 平成十三年六月十三日受理

奉仕活動の強制等を内容とする教育改革関連法案
反対等に関する請願

請願者 長野市吉田五ノ七ノ一九 仁科容

子外一万二千二百六十六名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第二二六三号 平成十三年六月十三日受理

奉仕活動の強制等を内容とする教育改革関連法案
反対等に関する請願

請願者 福岡市南区寺塚一ノ二六ノ一八ノ
三〇二 藤村由紀子 外一万二千
二百六十七名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第七八〇号と同じである。

第三四〇号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 埼玉県川越市藤倉六五七 渡辺た
か子 外四百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第三四一號 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 東京都練馬区光が丘一ノ三ノ一、
 ○三六 石黒重信 外四百九十九

紹介議員 井上 美代君 名

この請願の趣旨は、第二二一九号と同じである。

第三四二号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 富山市草島五八八 高井知乘 外
四百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第三四三号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷黒田二五〇ノ
九 伊藤栄一 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三四四号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西ヶ崎町一、六二

五 小野田美智子 外四百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三四五号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原四ノ二〇ノ

九 松島知子 外四百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三四六号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 岐阜市古市場一三二ノ一九 近藤

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三四七号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 名古屋市中東区大針三ノ三三〇

伊藤香枝子 外四百九十九名
紹介議員 笠井 亮君

第二三四八号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚六ノ三三ノ二

一 鈴木和哉 外四百九十九名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三四九号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町二ノ五八〇ノ

三〇 橋本雅彦 外四百九十九名
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五〇号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 秋田市飯島長野中町七ノ二六 熊

谷有紀子 外四百九十九名
紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五一号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 長野県佐久市三塚二四ノ三〇

原弘子 外四百九十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五二号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 さいたま市中川五四五ノ一一 寺

田弘美 外四百九十九名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

請願者 愛知県豊橋市岩屋町岩屋六〇ノ

四 鈴木裕次 外四百九十九名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五四号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部町西岩代三五

六 泰地恵子 外四百九十九名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五五号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町四ノ二七ノ

六二 本間道夫 外五百四名
紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五六号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市前田町二ノ二一ノ

四 原伸子 外四百九十九名
紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五七号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 神戸市西区井吹台東町一ノ五ノ七

九名
紹介議員 林 紀子君

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 島根県安来市切川町一、〇六一ノ

二 意東純子 外四百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三五九号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 埼玉県秩父市上町二ノ一四ノ一

七 井上信子 外四百九十九名
紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三六〇号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 大阪府高槻市桜ヶ丘南町五ノ五ノ

四〇七 橋早苗 外四百九十九名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三六一号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 高知市若草町七ノ一三ノ三 宮畑

美穂 外四百九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二三六二号 平成十三年六月十四日受理

サッカーくじの実施方法を再検討すること等に関する請願

請願者 長野県飯田市上郷黒田二二一三ノ

一 中原清 外四百九十九名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第六部

文教科科学委員会會議録第十四号

平成十三年六月二十五日

【参議院】

平成十三年七月四日印刷

平成十三年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K